

第七十一回国会 大蔵委員会 議 録 第二十号

昭和四十八年三月三十日(金曜日)

午前十時三十八分開議

大蔵委員会調査 末松 経正君

出席委員

委員長 鴨田 宗一君

理事 大村 襄治君

理事 松本 十郎君

理事 森 美秀君

理事 武藤 山治君

理事 宇野 宗佑君

理事 越智 通雄君

金子 一平君

栗原 祐幸君

三枝 三郎君

渡海元三郎君

野田 毅君

浜田 幸一君

村岡 兼造君

山中 貞則君

広瀬 秀吉君

山田 耻目君

田中 昭二君

内海 清君

出席國務大臣

大蔵 大臣 愛知 揆一君

出席政府委員

人事院事務総局 職員局長 中村 博君

大蔵政務次官 山本 幸雄君

大蔵大臣官房審 議官 大倉 眞隆君

大蔵省主税局長 高木 文雄君

国税庁長官 近藤 道生君

国税庁次長 江口 健司君

委員外の出席者

国税庁直税部所 得税課長 系 光家君

委員の異動

三月三十日

辞任

宇野 宗佑君

大西 正男君

塩谷 一夫君

地崎宇三郎君

中川 一郎君

伏木 和雄君

同日

辞任

小淵 恵三君

笠岡 喬君

渡海元三郎君

西岡 武夫君

浜田 幸一君

田中 昭二君

伏木 和雄君

同日

補欠選任

中川 一郎君

地崎宇三郎君

塩谷 一夫君

大西 正男君

宇野 宗佑君

伏木 和雄君

本日の会議に付した案件

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第

四号)

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第

五号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣

提出第四二号)

○鴨田委員長 これより会議を開きます。

所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の

一部を改正する法律案、及び租税特別措置法の一

部を改正する法律案の各案を一括して議題とし、

質疑を続行いたします。村山喜一君。

○村山(喜)委員 私に割り当てられた時間は四十

分ですから、その範囲内でやりますが、この際、

委員長に、私に要請をしておきたいと思ひます。

というのは、発言をする議員の権利は平等なん

です。そういうような意味において、一人は四十

分、あとは無制限にやるといふようなやり方は、

これは公平の原則を欠くものです。だからそうい

う点においては、委員長は委員会の運営について

の全責任者ですから、あなたのほうで今後の論議

については平等の取り扱いをされるように、要請

を、まず初めに申し上げておく。いかがですか。

○鴨田委員長 ただいまの村山君の御意見、ご

もつともでございます。それですから、これから

持ち時間については理事会にはかりまして、ただ

いま仰せのとおりのような意見に従ってやりたい

と思ひます。

以上です。

○村山(喜)委員 そこで、三月二十八日、

総理が出席をなさいます、この席でサラリーマ

ンの必要経費の問題についての控除についてい

ろ話を聞きました。橋本幹事長の構想も新聞で

拝見をいたしましたわけですが、それによりますと、

一率三〇％の控除構想、それに人的控除をつけ加

えて、わかりやすい税制にしようというような考

え方が発表されたようであります。

そこで、主税局長にお尋ねをいたしますが、い

まサラリーマンの給与所得控除は平均どれくらい

になっているのですか。

○高木(文)政府委員 御存じのように、現在の給

与所得控除は、今度の改正では定額が十六万でこ

ざいまして、それから十六万をこえる額から百六

十六万までは二〇％という率で、六百十六

万まで及ぶということになっておりますので、た

だいま御指摘の率は収入金額によって変わるわけ

でございますが、たとえば収入金額五十万円でご

ざいますと四五・六％になります。百万円で三

二・八％、それから百五十万円では二八・五％、二

百万円で二四・七％、三百万円で一九・八％とい

うような関係になっております。ただいま申し上げ

ました数字は、今回御審議をお願いしております

給与所得控除の改正の平年度化後の金額でござ

います。初年度は今年改善率額の四分の三だけ

が引いてくるということになっておりますので、

この率、ただいま申し上げました率よりはやや下

がってくるということでございます。

ちなみに新聞その他で橋本幹事長案という形で

伝えられております三〇％一率案でございます

と、現行の制度とのクロスポイントは百二十八万

円のところであります。百二十八万円から上は

現在よりも有利になります。百二十八万円から

下は現行のほうで有利ということになります。

で、あの案はそのままではちょっと案になります

んで、何かそこらにはいろいろ加工修正を要するこ

とでございます。

○村山(喜)委員 私もいま主税局長が言われたよ

うに、百二十八万以上が、特に高額の場合には一

率に三〇％控除方式でいけばきわめて有利にな

る。そして、百二十八万以下は、これはいまより

も悪くなるわけです。大衆課税であり重役減税な

んです。そういうような、基本的なわれわれの思

想と相いれないものがあるわけです。それをわか

りやすい税制にするんだとか、あるいは簡素化さ

するんだとか、そういうような形の中で、税負担

の不公平をいまだに拡大をされるということ

は、これはサラリーマンの給与所得控除の問題に

ついていまださへも論議が、非難の声が高いのに、

それをさらに拡大をするということになると私は

思う。そういうような点から見て、私はにわか

にこの思想を受け入れるわけにはいかぬというよう

に思ひますが、主税当局はどういうふうに考えて

いらつしやるのですか。

○高木(文)政府委員 私どもが伺っておりますところでは、お考えの背景は二つあるようでございまして、一つは現在の給与所得控除制度というものが非常に複雑だ。定額と定率があるが、だれも自分はこのくらゐ給与所得控除を受けておるかというところが簡単にわかるものではないか。よつて、とにかく何かわかりやすくしたらどうかという御提案でございまして、三〇%一率とか何とかというのでも、そのわかりやすさという気持ちと別の表現で言われたもののようにございまして、もう一つの点は、現在現行法では給与所得控除の効果が及びますのは四百十三万円の給与収入までのところとございまして、それから上の収入の方は給与所得控除が全く働かないことに、全くということはありませんが、それからふえる分については働かないことになりまして、今度の改正案ではそこを上げていただきまして、六百十六万まで上げていただくことになっておるわけであります。それをさらに若干上のはうまで、率は低くてもいいからだんだん上げるべきであるというお考えがあるようでございまして、それは一つには、実は交際費課税の問題の際に非常に問題が起こつてまいりますが、いわゆる社用経費的なものが非常に多い。以前は、以前といひましてもかなり古い時代のことをお考えのようでありまして、所得税が安かつた時代には、会社なり御自身の新聞社等におつとめのときの御経費でも、自分のいわばポケットマネーである程度若し諸君といろいろ話をしたり、意見交換をしたりする機会があったけれども、いまは中堅以上のサラリーマン層の税が重いの、それができないために社用経費がふえているので、それを何とか考えたかどうかというお考え、この二つから出ておるようでございます。私ども事務的に考えますと、しかし昨日来の御議論のように、給与所得控除はサラリーマンの必要経費であるとはいひながら、やはりサラリーマンと他の所得階層との課税のバランスの調整の役割も結果的には果たしておるということ

でございますので、一率三〇%ということではとてもぐあいが悪いのであって、定額、定率の組み合わせ方がいかにどうかというところは別の問題としまして、何らかの意味でもう少しきめのこまかいことにしないとうまく動かない。それとわかりやすい制度にせよということがなかなかつり合わないということが、技術的にむずかしい問題だと思つて、思案をいたしておるところでございまして。

○村山(喜)委員 その思案をするだけじゃ意味がないんですよ。やはりきちつとした方向をあなた方は専門家という立場からお出しにならないければいけないのであつて、これが上には利益が厚くなり、下のほうにはいまいより悪くなる、そんな税法は改正ではなくて改悪ですよ。だから、やはりそこら辺はきちつとしておかなければならぬ。私は、その点については政務次官にお尋ねしておきます。あなたの見解を聞かしてください。

○山本(幸)政府委員 いま局長が説明しましたように、橋本幹事長提案というものが新聞に出たわけですけれども、私は三〇%というのを一つの例で申されたので、何も三〇%というのをはつきりいろいろ御検討の上でおっしゃったかどうかかわからないのではないかと。要するに、目標はいまの税は非常に複雑だ、総理が一日言われましたように、確定申告だつて大蔵省出身の者でさえわからぬじゃないか、こういうふうなお話でありまして、たいへん複雑でありますので、その辺のところを、サラリーマンの方々が納めていただく上に、納得していただくという意味で、もっとわかりやすくしたかどうかというお気持ちも非常に強く働いておる。そういうお気持ちからおっしゃったのであつて、いま村山委員がおっしゃるように、クロスポイントが二百二十八万円であると申しますが、それじゃそれ以下のところは高くするんだ、こういうことには私は絶対になりつこない。大蔵省税務当局もさうなことは考えておりません。むしろ二百二十八万円以下のところをどうするかということが検討の課題でなければならぬ。した

がしまして、来年度の税制改正の面では、どうしてもそういう問題にひとつ真剣に取り組んでいかなければならぬ。いま局長は、いまの段階のお話を申し上げたのでありまして、これから四十九年度の税制改正に向かつてはそういうのを一つの大きな目標として検討していく、こういうことに私も承知をいたします。

○村山(喜)委員 そこで、主税局長にお尋ねしますが、今度定額が十六万円、定率が六百万円までは認められる。で、最高限度額が六百十六万円ということになりました。最高で七十六万円の控除が給与所得控除として引かれる。そうなりますと、サラリーマンの階層の中で、どの階層が一番の利益を受けるのですか。

○高木(文)政府委員 給与控除の改正と、それから配偶者控除、基礎控除等の改正と組み合わせると、おっしゃるのですから、手元に給与所得控除改正分だけ抜き出して階層別に出したものをいまちよつと持っておりますので、それと申しますと、かりに夫婦子供二人の例で申しますと、軽減割合は平年度計算で申しまして五百五十万円の段階が三一・三%、次に二百五十万円の段階が一八・五%、三百五十万円の段階が一一・三%、五百五十万円の段階が九・二%というふうな課税最低限に近い階層の軽減割合が大きく、収入金額がふえるに従つて減税メリットが減る。それで、平年度で申しましたと、初年で申しまして、ちよつと七百万円ちよつとこえたところで物価上昇割合の五・五%とクロスする。つまり給与収入で見まして七百万円ちよつとこした以下の方の方はい

わゆる物価上昇率と見込まれます五・五%よりは改善割合が大きく、それから上はそこまでに及ばない、こういう形になっております。

○村山(喜)委員 平年度ベースで五百万円の場合九・二ですが、四百五十万円の場合は幾らになりますか。

(委員長退席、木村(武千代)委員長代理着席)

○高木(文)政府委員 では四百五十万円の場合はいろいろの数字が込み入つて恐縮でございしますが、いま四百五十万円の数字は手持ちにごさいますんで、初年分の数字でそれではまた五十万円刻みで申し上げましょうか……。

○村山(喜)委員 いえ、それだけでいいです。じゃ、お手元に資料がないようですから、佐藤君の要求で出された資料で、四百五十万円は七・〇%、五百万円は七・一%。軽減率は四百五十万円までは七・七ですから、漸次高くなるに従つて率は減るようになっております。ところが、四百五十万円は五百万円よりも減り方のほうが少ないわけですから、この点は一体どういふふうな考へてこういふふうになったのですか。

○高木(文)政府委員 現在税率の刻みが御存じのように四十万円から八十万円まで、四十万円以下は一〇%、それから四十万円から八十万円は一・二%というふうだんだんこう上がつていきますが、そういうことで最初は四十万円という刻みでいておりますが、あとはたとえ六十万円刻みで率が上がるといふようなことになっております。

そこで、この税率適用のカーブが要するに階段状になっておりますので、階段の切れ目のところへきますと、若干ジグザグみたいなことが起こるわけとございまして、それでこのところはもう少し精密に御説明するとすれば、(村山(喜)委員「時間がなからそんなにたくさん要らない」と呼ぶ)佐藤先生の御要求で出しました資料におきましては、このところは非常に細かいところになっておりますが、これをさらに刻んでいきますとまただかになる。この五百万円だけ

ぼこつと一つ飛び出す。これは前の税率と今度の税率の関係、これは収入金額でございまして、その階段に突き当たる関係でございまして。

○村山(喜)委員 そういう姿は望ましい姿ですか。

か。

組み立て方式では回避できないようでございます。

○村山(喜)委員 収入が少なければ軽減割合が高く、収入が多くなればなるほど軽減割合が低くなる、こういうような形にしなければならぬのに、いただいた表からいえば、収入金額の高いほうが軽減率が高くて、そこに谷間ができるというような税率の定め方というのは、どこかに間違いがあるのだ。急にこれを直せといわれても、この場で直すことはできないでしょうが、高木さん、やはりこの次あたり、そういう谷間ができるようなことにならないように何か技術的に考える余地があるのではないかと思います、そういう点を訂正してもらいたいと思うのです。

○高木(文)政府委員 それを解決しているのが西ドイツの税法でございます、私も非常に苦手なんでございますが、何か三次方程式というのを使って計算することになっております。そうすると、その刻みが全部消えるという方式で、これはドイツは理論的に非常に研究の末そういう三次方程式なるものを使っておるのですが、これは先ほどの現行の給与所得控除が非常にわかりにくいのと似たような話で、この三次方程式で計算しますと、なかなか計算がしろうとはやりにくいというような問題がありまして、三次方程式方法をとるか、現在日本、イギリス、アメリカ等がとっておりまうような段階別の税率引き上げ方式、階段方式をとるか、どっちがいいか問題でございますが、ときおり、税率改正のつどの問題は研究はしておりますが、どうも三次方程式というのはなじみにくいようございまして、御指摘の点はいつも改正のたびごとに問題になりますのですが、まあ長期的に見れば、日本の場合は毎年毎年の改正でございますから、そしてその谷間ができるポイントはいくつも動いているわけでございますので、現行のいき方でもいいのじゃないかということと私どもは考えておりますが、なおそこはいくつも問題になる点でございますから、今後におきましても検討はいたしたいと思っております。

○村山(喜)委員 前向きで検討をしていただきました。

そこで、今回の税法改正で一番どの階層がもうかっているのか、得したのかということなんです。五百万で私は計算してみたのですが、みなし法人課税の選択をした青色事業者の場合が一番のメリットを今度は受けるわけですね。その次にサラリーマン、給与所得者、それから次が青、白の事業所得者、計算をいたしますとそういうふうになっていきますが、そういうふうに見て間違いないですね。

○高木(文)政府委員 大体おっしゃるとおりでございますが、青で事業主報酬を選択しない方と白との関係は、白のほうが専従者控除の引き上げ幅が大きいので、あるいは白のほうが有利ではないかと思えます。というのは、白色の専従者控除を三万円引き上げまして、青のほうは事業主報酬以外にはあまり直してありません。それと給与所得の控除の改善割り当ての関係でどっちがどうなるかちょっと計算しておりますが、青、白は大体同じくらいじゃないかと思えます。

○村山(喜)委員 その数字は私のほうから申し上げますので、あとで確かめておいてください。これは平年度ベースの場合、そのみなし法人の課税を選択した場合には十万四千四百四十円もうかる。それからサラリーマンの場合が六万二千六百四十円、それに青、白の事業申告者の場合が一万八千円、それだけ軽減をされる、こういうことになりまう。ですからこの問題については、また租税特別措置法の審議の中で論議をいたしますので、きょうは時間がありませんからそれはカットしておきます。

そこで、給与所得控除の中身は、これはいままでも論議をされましたが、源泉徴収の違憲訴訟の中で、あなた方が答弁書としてお出しになった準備書面、この中身に書いてあるのと同じように、四つの項目があるんだというところをえ方をしているらっしゃるわけだろと思うんですが、それでいいですか。

○高木(文)政府委員 すみませんが、いま準備書面をここに持っておりますので、私どもの考え方は三つ、つまり必要経費の概算控除と、それから租税力の弱さということと、もう一つは源泉徴収に伴うもの、この三つについては、いずれの場合についても説明として成り立つ議論だというふうに考えております。第四というのは、おそろしく給与収入についての把握の問題であるいは準備書面でも触れておるかもしれませんが、その問題については、これは実は理論的には成り立たない議論でございます、執行と制度とを全部総合してみたい場合、現実問題としてはクロヨンとかなんとかいうような論議で表現されるような問題がありまして、そのことから給与所得控除額が改善されてきたという事実に基づきますれば、そういう把握を考慮したということがいえるかもしれないかもしれませんが、それはしかし理論的には必ずしもきちっと成り立たないものでございまして、そここのところは論者によって、三つで説明している方と、四つで説明している方があり、政府の公式に出しておりますものでは、普通は三つを中心に説明をいたしております。

○村山(喜)委員 あなた方が準備書面として出された中身を見ますと、給与所得控除の四点は、総合的に考えられているんじゃないか。それは「経費の概算控除」、それから「給与所得は自己の勤務を使用主に提供することによって得られる所得であって、有期的に不安定であることに對する考慮」、三番目が「給与所得は他の所得よりもその把握が容易であることに對する考慮」、四番目に「源泉徴収による早期納税に基づく金利調整」、その四つなんだというところで裁判で争っていらっしゃるわけなんです。把握の控除分については異論が若干あるようなことを言われますが、それは徴税当局としてはそういう考え方もあり得るだろう。しかし四つの中身が入っているのだということと争われているわけですから、やはりこれが国側の正当な主張だろうと思うのです。そこで私は、そういうような法定控除といいたしうか、この四

つの控除に基づいて、そしてこの給与所得の内容が大体きまっているわけですが、その場合に実額控除制度というものが現在認められております。それはいままでも論議をされてまいりましたので、いま主税局長からその内容的なものをお聞きしようとは思いません。

そこで、私はその実額控除制度の導入をはかる場合に、やはりいまの法定額控除制度と実額控除制度のどちらかを選択するという選択制度というものを税法の中で設けるべきではないだろうかというところを考へるのです。その選択制度がとれないということになれば、やはり給与所得者の職務を幾つかに類型化して、そしてその類型に応じて法定額控除分というものをきめていくというふうなやり方を検討される段階に来ているのではないだろうかというふうな考へておりますが、それに対する見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

そこでもう一つ、今度は事業主報酬控除の思想が盛り込まれた税法が出されてきているわけですが、その中で、給与所得というのはいく何なのだろうかという問題が争われてきます。そこであなた方が「給与所得の意義」というのを裁判所にお出しになった。それを見ると、「その性質は、労働者たる地位にもとづいて使用者から受ける給与」である。だからそういうふうな意味において「労働提供の対価」として受ける給付を総称するもの」なのだということと掲げておいてになります。とするならば、この事業主報酬控除の思想というのは、これは事業主の個人企業体に対する労働の提供を課税上評価して設けられたものだし、そして労働の対価はコストを構成するのだという理論構成によってつくられたものにほかならない。とするならば、給与所得とは一体何なのだろうかというところをもう一回考へなければならぬ段階に税法の上では来ていると私は思ふのです。とするならば、あなた方は「その性質は、労働者たる地位にもとづいて使用者から受ける給与」、これが給与所得の意義なのだ、このことは最高裁の判決の中でも明らかにしておりますというふうな弁

明書を出しに上りていられし。とするならば、この弁明書自身をまた内容的に変えなければならぬことになってくると思うのですが、そういう点についてはどういうふうにお考えになっているのか、その点も合わせてお聞かせいただきたい。

○高木(文)政府委員 実額控除の問題については、先般も御説明申し上げましたが、一つはその実額控除の対象となるべき経費として、どういふものをサラリーマンの経費として認めるかという基準をつくるのが非常にむずかしいということをお断り申し上げましたが、まさにただいまの御指摘で明らかでありますように、給与所得控除の内容のほうにまた非常にはつきりしておりました。経費的な部分と、地位の不安定さ、もう一つの要素というふうなものが一緒になっておりますから、たとえば先ほどの給与所得控除の額で申しましても、年収百万円の方は、三十二万八千円の給与所得控除があるはずであります。三十二万八千円のうちのどの程度の部分が概算経費控除的なものであり、どの程度の部分が、担税力の弱さといえますか、不安定さに着目した部分であるかといふことの区分ができない。それは三つなり四つなりの性格を持つてはおりますが、それを総合したものとしていまの額がきめられていくわけでございます。その額のうち何割くらいといえますか、何割くらいがどの部分だといふことはつきりしないわけですから、それでは今度は実額といふことになってまいりました。実額の部分と給与所得控除全体とをきく合して過不足を見て、足りなければこちを減らすというところになるのか、給与所得のどの部分と対応させて実額の必要経費と見るのかという問題が一つあるわけでありまして。その点は先般お答えいたしましたのでありますが、いまの御質問で明らかでありますように、そこが、給与所得控除が非常にい

わばよくしたものでないか、給与所得控除が非常にい

常困難だといふ問題があるわけでございます。しかし、また他の角度からの昨日の御議論ではつきりいたしましたように、不安定性といふことは、ある意味からいいますと勤務所得に伴うものでありまして、勤務所得の一つの別の断面をとらえていられるわけでありまして、そういうものの関係から、何らかの意味において給与所得控除の性格を、もっとよく分析をしていかなければならぬではないかという御指摘がありました。まさにまたそういう問題もあるわけでございますので、ただいまお話しした実額控除選択問題の研究という角度から、また昨日御指摘の角度からも、この問題は今後とも議論をしていかなければならぬ問題だと思っております。そこが詰まってきたと、なかなか実額控除の選択制度に入っていくという難点があるわけでありまして。

それから、所得税法上の給与所得の性格が、事業主報酬制度の採用との関係で変わってきたかという第二の御指摘につきましては、租税特別措置法の今回お願いいたしました二十五条の二の三項の各号に触れる問題でございますが、そこで給与所得とはいってございまして、「給与所得に係る収入金額」といふ場合と、「給与等の支払をしたものとみなす」といふ場合と、いわばみなすといふ考え方をとっております。これはまさに御指摘のように、使用者から受ける給付ではないもので、みなし給与所得といふものとはいえないわけですから、給与所得そのものといふわけで、みなし給与所得といふものと、給与所得扱いをするといふものと、税金の計算上は給与所得と同じようにいたします。こういう意味でありまして、どう見ても、事業主の方が御自分で幾らというふうな月給をおきめになつても、それ自体は自分の金ですから、人から受ける給与ではありませうから、どうしても給与所得にはなり得ないといふことで、いわばそこが非常に苦しいわけですが、みなし給与といふような概念で整理をいたしております。

念は、従属的な労働関係ないし地位に基づいてなされる労働提供の対価として受ける給与を総称するのだといふことであつた方は争われておたわけですから、やはりそのたてまえからいへば、幾らみなすんだ、税法上の便法なんだといわれても、それじゃ給与所得という筋では通らぬ。だから給与所得とは一体何かといふことでもう一回議論をしなければならぬという段階にきております。私は、この問題については租税特別措置の中でまた議論をいたしますので、きょうのところは保留をしておきます。

そこで、国税庁のほうにお尋ねをしておきますが、現在必要経費の控除率といふのを、青色申告者あるいは農家、芸人、あるいは自由職業人、中小法人、そういうふうなものととらえていった場合に、どれぐらいの必要経費控除率を平均的にお認めになっていらっしゃるのか、そういうふうな職種の別による控除率が大平均したものがあるかどうかと思ひますが、それを、数字だけでけっこうです。示していただきたい。

○江口政府委員 いまの問題は、標準率の問題かと思ひますが、標準率は、記載をしております青色申告者の中からサンプル調査をいたしましてそれぞれきめておるわけでございますが、個々に業種別の標準率をここで答えするわけにはまいりませんので、概括的に一般的な傾向を申し上げますと、非常に幅がございまして、大体三割から四割前後といふふうな受けとめていただければ一般的な傾向かと思ひます。

○村山(喜)委員 きょうは時間がありませんからその問題は詰まませんが、それぞれの職種に基づいてどういふふうになっているのか、ひとつまた後日資料を出していただきたいと思います。

そこで、これは政務次官にお尋ねをいたしますが……

○江口政府委員 いままでにいろいろ御質問がございまして、標準率を資料として提出するようにと御要望がございましたが、現在のところ、標準率につきましては、私どもの部内の目安

としておる資料でございます。秘扱いになっておりますので、守秘義務の関係で、御容赦をお願いしたいと思ひます。

○村山(喜)委員 だから、そこに徴税の民主化の問題があると私は思うのです。給与所得者等の間から出てくる不満の声もそこにあると思うのです。ですからこの問題については、税法については国会がきめていくわけですから、その取り扱いの内容については妥当性、これはやはり検討をしておかなければならぬ段階にきていると思ひます。私はその、秘の取り扱いをしていられるから国会には出せない——出せる範囲内のもので出してもらわなければ議論を深めるわけにはまいりません。したがって、きょうお出しをいただきたいといふことは申し上げませんが、この次の税法の審議のときに提出をしていただきたい。この点は委員長に要請をしたいと思います。

そこで、時間ありませんので……

○木村(武千代)委員長代理 いまの村山君からの資料の提出につきましては、いまのところ、ちよつと考慮していただきます。理事会で協議します。

○村山(喜)委員 そこで、もう時間ありませんから最後にお尋ねをいたしますが、勤務学生控除、これは、該当者の何%の人たちがその手続をしておるかといふことです。

それからこれは政務次官にお尋ねをいたしますが、いまの税制調査会の構成メンバーは、労働者代表として総評と同盟のほうから一人ずつ出ておるようであります。ところが、消費者代表といふのはおりません。それに、学者を調べてみても、学識経験者の中で、どうも労働者の側に立つ学識経験者といふものはおいではならないようにです。古手の官僚あるいは利益代表的な、各種の団体のメンバーは入っておりますが、この税調の構成メンバーも、もう新しい、給与所得者がもう三千万をこえるような時代の中にあつては、もっとそういうふうな側面に立つほうの人たちの代表も入れなければならぬと私は思うのですが、そうい

う点について政務次官はどういうふうに考えておるのか。

それから最後に、課税最低限度額と生計費の問題について指摘だけをしておきたいと思ひます。それは四十八年度分の白の事業所得者、これは標準世帯の場合です。これは月に直しますと六万三千二百四十四円というものが課税最低限度額になっている。ところが、人事院のいわゆる標準家計調査の中で示している数字は、四十七年度の四月で七万五千五百五十円です。それに四十七年度中の物価の上昇並びに四十八年度分の物価の上昇を見込んでいけば、一〇%以上のものをそれに加えなければならぬ、こういうことになってきます。そうなると、白色の事業者の場合には、そういう標準的な生活をしながらもよろしいという課税最低限度額しか示されていない。生計費の中にそういうようなものが食ひ込んできているということ、生計費非課税の原則というのとらえていないというところだけ指摘しておきたいと思ひます。

それに今度出されましたこの法案の中で、政令に委任をされているものは六項あるようであります。そこでこの取り扱い、今度のものは政令の中身も大体予測ができるようなものでありますから、税制の民主化の上から考えましても、取り扱いを政令にゆだねてもその問題はなだらうと思ひます。しかしながら、執行事項だけではない、その内容にわたるようなもので政令に委任をされるということになれば、租税法主義の原則に立つて考えた場合には、この政令をチェックするところがなければならぬと思ひます。そういうような意味において、どこかで、この委員会の税制の小委員会あたりで、政令の内容について検討をする機関が必要だと思ひますが、それについては委員長のほうでしかるべき処理をされるべきだと私は考えるのですが、それについての委員長の所見をお伺ひして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○山本(幸)政府委員 税制調査会のメンバーにつ

いての御意見でございます。消費者代表が入っていないというお話でございますが、とりたてて消費者代表というやうな特定の階層といひますか、そういうものをどういふやうな階層の方にお願いするかというのも一つ問題でございます。また、総評、同盟の方には入っていないでおりますので、ある意味ではこの方々も消費者の代表ともいえるであらうと思ひます。税制調査会のメンバーになつていただくのは、いろいろな利益代表みたいな形では困る、やはり全体的な立場に立つて、税はあくまでも国民的な立場で公平ということをめどとしなければなりませんので、そういう全体的な立場に立つていただく方々にひとつ税制調査会という御議論、御審議願ひ、こういうことであらうと思ひます。税調の中が利益代表の取引の場になるとするならば、これはたいへんなことでございます。したがひまして、そういう立場から言へば今日の税調のメンバーというのはおおむね妥当なものである、こう私は思ひます。その点につきましては今後留意をしてまいりたいと思ひます。

○高木(文)政府委員 御指摘の中の勤労学生の割合がどのくらいかというところは、これは実は税法上では統計がとれませんのでございしますが、先般当委員会に文部省の方が見えまして、他の委員の御質問に答えられたときのあれでは、高等学校に行っている勤労学生については大体八割、大学に行っている方については五割くらいがこの勤労学生控除の適用を受けているのではないかしらという見当であるという答弁がございましたので、御参考に申し上げておきます。

それから政令につきましては、かねてから当委員会の、何といひますか慣行といひましては、税に関する政令に關しましては毎月の分を取りまとめまして翌月の初めに当委員会に提出するということになっておりました、それで提出をいたしましたものにつぎまして御批判があらう場合には、次の審議の機会に、休会中であつてもときどき開

かれますので、そういう機会に審議をしていただく、議論していただくということで今日までルールができておりますので、私どもとしては今後もうそういうことでお願いできないかという気持ちでございます。

○木村(武千代)委員長代理 委員長に對するところのいまの要望は、高木局長の答弁でよろしいと思ひます。

○村山(喜)委員 いや、よくない。それは提出をされまう。提出をされる。だけれども、それを議論する機関がない。それはやはり議論するやうな、そういうやうな小委員会等をつくらなければならぬ、それから、議論をするやうにしなければならぬ、私は運営の上において注文をつけておきます。

それで、これで終わりますが、立法過程の中で、国民はわからぬわけですよ、法案が出るまでの間は。ですから、いつも被害者である国民が税法の中に参加してないという声が強ひわけです。そうして今度は、實際中身の問題は通達やあるいは政令に委任をされ過ぎる。そういうやうな点から見て、税制の民主化という問題に今度やはり国民が相當大きな関心を持ってきているわけですから、今後そういうやうな国民の声にこたえられるやうにやういふかなければならぬと私たちは思ひます。そういうやうな意味において、立法過程の中での民主化の問題をはじめ、実施過程の中におけるやういふやうな内容的な規定にかかるといふ問題が、国民にわかるやうに処理されていかねばならぬと思ひますので、その点については政府並びに委員長の方に私は要請をして、私の質問を終わります。

○田中(昭)委員 私久しく大蔵委員会に出ておりませんから、いろいろ前の大蔵委員会で論議されたことを全部承知しておりませんし、そういう意味で包括的なことからお尋ねしますから、重複するものがあればひとつ適宜取捨選択してお答え願ひたいと思ひます。

まず最初に、私、現在の日本の税制の中で、まず所得税、所得税というものは、収入のあるところから税金を取るといふ行き方になっております。そういう意味では、先進国の中でも一番重要な税制になっております。そういう意味ではたいへんりっぱな税法だと思つております。その反面、間接税の消費税、物品税等を見ますと、わが国の税制の中でも、たいへん大衆取奪といひますか、収入がなくてもいやおうなしに税金を払わなければならぬということになっております。例をあげれば切りがありませんけれども、高い宝飾品にはわりあい安い税率でありますけれども、みんなが使うところのお砂糖、そういうものには、宝飾品以上の高い税率がかかっています。入場税についても、よりやく最近百円になりましたけれども、いまごろ入場料百円以上のものには課税するといふ行き方、マッチ一本にまで税金がかかっています。こういうものはどんな零細所得者でも税金を負担しなければならぬ。その反面、所得税は、収入のある中から幾らかをいただくといふことですから、私はその意味で申し上げたわけでございます。

ところが、この所得税が、最近わが国の産業優先といひますか、産業を根本にした経済の発展の中では、りっぱな税法がたいへん批判を受けているといふやうなことに對して、まず簡単に主税局長と政務次官のお考えをお聞きしたい。

○高木(文)政府委員 御指摘のとおりでございます。所得税はすべての税の中で一番基本をなすものである。特に、税の一つの重要な機能でございます所得再分配という目的から申しますと、所得税が何といひても基本でございます。重要な税制であり、したがつて所得税法が非常に重要な

税法であると考えております。ただ問題は、必ずしも理論的にだけ割り切つて仕組めない税の執行の關係あるいはもろもろの誘導税制との關係で、いろいろの例外ができておりました。たとえば貯蓄關係につきましては、貯蓄を奨励する趣旨から非課税措置あるいは分離課税の措置がありますし、配当につきましても、貯蓄との關係もあり、また、ある程度申告のわずらわしさを軽減するという見地から、源泉徴収の制度があり、土地につきましても、政策的な見地から近來分離課税の制度がとられてきたということで、本来の各種所得を総合して累進をするという基本的所得税の構造がややゆがめられつつあるように思つておるわけでございますが、勤労性の所得と資産性の所得とのあり方の問題については、私もこの辺で再検討したいと思います。よく考える必要がある段階に來ておると思つておりますが、しかし、それぞれの制度はそれぞれの歴史的な経緯もあり、また理由があつて今日に至つておる事情もございますし、そう簡単にはなかなか直せないということでございます。また、特に株式の非課税、譲渡所得の非課税のように、税の執行との関連でどうにも行き詰まつておるということもございます。それらを組み一つ一つ研究しながら、本来の姿に少しでも立ち戻るように努力をしてまいりたいと思つております。私も事務方の考え方でございます。

○山本(幸)政府委員 今日、税について重たいという一つの感じがございまして、国民にそういう重圧感を感じて税を納めていただくという、そういうことを考えていかなければならぬと思つております。そういう感じはいろいろのところから來ると思いますが、やはり所得税、特に勤労性の所得税の重さということが大いにあつて關係がある、そう思ふのであります。したがういふ、そういう観点から、今後の所得税のあり方、あるいは法人税のあり方というものについて考えていかなければならない。

それが間接税についても御意見がございまして、間接税は元來の性格がえてして大衆課税になりやすいというものでございますが、最近の日本の経済の姿あるいは国民生活の水準の上から見て、少しその考え方も変わつてきたように思ふのです。それらのことを踏まえて、今後の日本の税制のあり方というものを研究していかねければならない、こう思つておるわけでございます。

○田中(昭)委員 主税局長、政務次官、それぞれお述べになりましたが、大蔵省だけがそう思つておるのです。歴史的なものであるとか——大蔵省という、やはり国の財政をあくまで守つておる。その中で、社会がこれだけ変わつておるのに、これだけ重税感というものがあつたら、変えようとならないのは大蔵省だけなんだ。あなたはまたその中で、所得税はやっぱりだといふ私の提言に対して認められた。その所得税の中でさへもたいへん不公平の音があつておることは、またにもたふさんある。汗水たらして働く人は百万円から税金がかかる。寝て遊んでおつて、株を持つておる人は、その三倍も取入があつても、かからないというふうな税制になつておる。こういうことを何べん論議しても大蔵省は根本的に姿勢を変えないということとは、大衆からだけ税金を取つておる行き方だといふことを得ない。

そこで、多く論議されておりますから、私、この大蔵省の参考資料でお尋ねしておきたい。四十二年のものを持つておられますが、毎年出ておられますけれども、私が大蔵委員会ではいろいろ指摘したあと、この参考資料の中の表が翌年からなくなつておる。そういうことについては、また機会があればやります。きょうは追及しません。四十二年分の三〇ページに、所得種類別の所得税負担率及び一人当たり税負担額の累年比較、こういうのがありますが、この内容として、戦前と戦後における国民所得と所得税の課税範囲というのがあります。これは一体何をあらわしておるのですか、どういふことをあらわしておるのですか。

○高木(文)政府委員 この表は、個人所得を国民

所得ベースで計算をし、それから納税者の所得、これは税務統計のほうから出ておるわけでございます。それから所得税の負担割合、そういうものを累年に比較したものでございます。

そこで、この表から問題になりますことは、やはり何といつても、所得の捕提率といふことが一応考えられるわけでございますが、この表が直ちにいわゆる捕提率をあらわすものといふふうには私どもは理解してないわけでございます。国民所得ベースの個人所得に対する納税者所得の割合といふものを、ここにあらわすところの所得税の課税範囲、A分のBという率であらわされておりますが、それは文字どおり、二つの、国民所得計算上の個人所得と、それから税務統計上の納税者の所得とを比較したものでございます。この割合は、それぞれの所得者の所得区分に応じて、納税者の所得が、非納税者、つまり課税最低限以下の者の所得をも含めた全体の所得のうちでどの程度を占めておるかといふことを示すものでございます。前にも、この表とそれから捕提率との關係のことが御議論になつたかと思つておりますが、私も、この表は直ちにいわゆる所得種類別捕提率を示しているといふふうには考えないわけでございます。

○田中(昭)委員 いまあなたの説明は、聞いておりますと、たいへん自己相違があるのです。まず捕提率の云々といふような話がありましたけれども、片方では捕提率をあらわすものではないのだと言ふ。税制の神さまである主税局長がそんなことじゃ——會議録に残りますから、そういうあやふやなことじゃいけないと思つておる。これはひとつ政務次官聞いておつてくださいます。私が私なりに理解して、わかりやすく申し上げますから。

この表で見てみますと、昭和九年—十一年、それから戦後、戦後の国民所得の伸びと、それから所得税納税者の伸びと、それから所得税がどういふふう伸びたか、また、一人当たりどういふふうになつておるかということが表示されている

と思ふのです。これは間違いありませんね。間違いないかだけ言ひなさい。

○高木(文)政府委員 おつしやるとおりでございます。

○田中(昭)委員 そうしますと、いわゆる給与所得者なり営業所得者なり、その他の事業所得者なり農業所得者なりの平均と合計の数字がここに出ております。それからいいますと、これは一々やつておりますといふへんでございまして、私が数字を申し上げますが、大体間違いありませんから、政務次官聞いておいてもらいます。全体の個人所得、いわゆる個人所得税の伸びは——国民所得は、昭和二十五年——昭和二十五年といひますと、たいへん税金が高かつた時代です。この時代と比較してみても、国民所得は十六倍も伸びておる。ですから、その範囲を越えないように納税者の所得も伸びておる。納税者の所得は二十倍に伸びておる。そして納税人員は大体二倍くらいにふくれ上がつております。これは全部個人所得の合計の伸びであります。そこで、この平均の伸びよりもいかに給与所得者が伸びておるかという実態がここにあらわしておるわけでありまして、その中の給与所得者をとつてみますと、国民所得においては一六〇%、いまのこの平均よりも六割も高い伸び率を示しております。納税人員においても平均よりも五割以上の伸び率を示しております。ですから、所得においても税額においても給与所得者は平均よりもたいへん伸びが大きいということとは、どういふことですか。

○高木(文)政府委員 大体の傾向といたしましては御指摘のような点が問題になるわけでございますが、現在の、たとえば昭和二十五年から——いま御指摘になりましたのは四十二年までの表でございますが、二十五年から四十二年までの間に

○田中(昭)委員 違ふ違ふ。四十二年じゃない。だから、いまの伸び率に対してどう考えるかといふことを言つてくださいます。あとで計算しなさい、四十二年じゃないとわかるから。決算が出た

○山本(幸)政府委員 給与について必要経費を認めろという御議論は、私はごもっともなことだと思ふのです。ただ、その場合に、税制で一体概算制みたいなことでやるのか、あるいは実額控除でやるのかという問題が出てくるわけでございますが、先般来たたび局長から御答弁されているように、実額控除でやれば、その実態の把握がなかなかむずかしい、かつまた、同時に、それを具体的に立証していただくわけにはならぬ、その立証の場合の技術の巧拙によって不公平が生じるおそれがある、こういう御説明を繰り返してきてきたわけでありませう。したがって、必要経費を認めろという原則は、確かにそのとおりであります。そこで、そういう一つの税の理論と、それから税を執行する上でのいろいろな点を考慮しながら、具体的にどのような制度で給与所得者に対する必要経費を認めていくかというのを考えなければならぬわけでございまして。そういう見地で今日までの制度ができておるわけでございまして。しかし、おっしゃる通りに、給与所得者の数はだんだんに納税者の面でふえてきていることは事実でありますし、今後の税制の上でそういうような点については十二分に留意をしてやらなければならぬわけでございまして。したがって、この問題についてはさらに政府としても一段と勉強をしていかねければならぬだろうと思ひます。これも各方面の御意見を伺いながら、また、税制調査会というものがあつたわけでございまして、それらの御意見も伺いながら、今後の検討の課題としていただいております。こういうふうに思ふのであります。

化というものも、ほんとうに極端に変化を続けておる、こういう社会構造の中で、いま私が、ただ一つの所得税の、その中でもサラリーマンの税金の重いというところを取り上げて言ひましたが、そういう社会構造の変化に対応するところか、この所得税の、特に勤労給与所得者の税金というものは何の変化も来たしていない、そういうところに私は大きな根本があるのではないかと、こう思ひますが、いかがですか、政務次官。

○山本(幸)政府委員 先ほど話もありましたように、たとえば橋本幹事長が三〇%引けと、こういう御議論、これは村山委員もさつき御指摘のところに、クロスポイントが百二十八万円で、それ以下のところはむしろ三〇%では重くなるんだ、こういうことであります。そういうことを考えてまいりますと、もう少し国民の皆さま方、納税者がかかりやすいようにするということも私は大切なことであらうと思ふのです。たとえば現在の給与所得控除につきましても、私は、実績としては相当の数字になつておると、こう思ふのですけれども、それがたいへんわかりにくい。ですから、もっと簡単に納税者がわかるようにしろという御要求も私はもっともだと思ひます。そういう、わかりやすいならば、私はぜひ理解度も進むものではないだらうかと、こう思ふわけであります。給与所得の問題は、そういう意味では今後の大きな研究を要する問題だ、こう思つておるわけでございまして。

○田中(昭)委員 どうも話がわかりにくいのですが、先ほど私が申し上げた、サラリーマンが、給与所得者が必要経費を計算して申告するという状況がふつつあるのです。その現況、実情は御存じですか。二千八百万にも及ぶ納税者が、税金がかかつておる者が二千八百万ですから、三千万からそれ以上になるでしょう。そういう人たちが必要経費を計算して申告するようにだんだんなる状況をお考えになつたことがございませうか。あるかないかだけ……

○山本(幸)政府委員 そういう動きが最近あるということは承知いたしております。

○田中(昭)委員 それはいいことですか、悪いことですか。

○山本(幸)政府委員 いいとか悪いとかいう、そういう価値判断の問題ではなくて、要するに、そういうことをいまおやりになつていらっしゃる方々は、現在の法制のたてまえからすれば源泉徴収で納めていただくというたてまえの方がそういう確定申告をおやりになつておることであらうと思ふのです。現在の法制のたてまえからいいますれば、政府にいいことか悪いことかとお尋ねがあれば、それは現在の法制に従つておやりをいただきたいと、こう申し上げるはかないわけでございまして。

○田中(昭)委員 法制でたいへん矛盾をした税金を納め過ぎたり、問題が多いから、国民は自覚をして、サラリーマンが自覚をして、そういう確定申告書を提出する、必要経費を書いて提出するということを控へたい、控へたいというところは、ある人は、いや、おれは必要経費を書い出さず、源泉税は還付してくれ、こういう者もあるということなんです。ただ一言にいいとか悪いとかいうことだけで私は税制というのは考えられるものじゃないと思ふのです。そういう方向に行つておることを考えるならば、先ほどから言ひますように、田中総理が言われたような、必要経費を何とかして見たい、しかし、その減税分の財源は要するから法人税を上げるとか何とかいうお話があつたと聞いております。私は、そういう現況から見れば、必要経費を何らかの形で引くという方向は一つの示唆としていいことではないかと思ひますが、いかがでございませうか。

○山本(幸)政府委員 まず、総理は、この間、課税最低限を百五十万円に上げろというお話がございまして、もしそういうことをやるとするならば相当財源が要ります、こういうお話をなすつたように私は記憶しておるのでございまして。また、いまお話し、いろいろな動きがあると、まあ、いろいろな動きがあるというお話でございまして、現在の税制のたてま

え、法律のたてまえからいへば源泉徴収でやつていただくという方がそういうことをおやりになれば、たとえ確定申告でやりになつても必要経費を引いてくれというお話があつても、法律の上で認められていない必要経費というものは引くわけにはおそろしくないんだらう。したがって、必要経費についても実態に合うように見てくれという、そういう御要望、御要求というものとしては私は受け取れると思ふのです。しかし、それを先ほど来申し上げるように税制に具体的に当てはめて一つの制度として打ち立てる場合に、それじゃどうしたらいいか、これは税の理論も一つございまして。あるいは税執行のこともございまして。あるいはいまお話しのような御要求もございまして。それらをどういうふうな調和させて考えていくかというのが今後の課題だと、私はこう申し上げておるわけでございまして。

○田中(昭)委員 それは当然課題でございませうね。課題については、事務当局なり政府で一生懸命勉強されたいことなんです。私はいま、くどいようでございませうけれども、そういう方向に行かざるを得ないというのを先取りして、サラリーマンの必要経費を引く引かぬというものが出ているわけでしょう。そうじゃございませうか。総理の発言はそういう意味じゃございませうか。サラリーマンについては必要経費というそれに対するようなものを認めていきたい、しかしそれにはいろいろな制約がある、しかしその制約を、なるべくゆるゆる控除額を上げていきたいという方向があるでしょう。それは間違ひございませんね。

○山本(幸)政府委員 総理のこの間のことのお話は、私は、一つの今後の税制の方向として、おっしゃる通りに、サラリーマンの給与所得を含めて将来だんだんと所得税の課税最低限を引き続き引き上げていく方法というものを考える、同時に、法人税についての税率の引き上げというものを今後の方向として示唆された、こういうふうな承知をしております。

○田中(昭)委員 それじゃ大体言わんとすること

に承知をしております。

は同じです、ただことばの言い回しが違うだけで。じゃ、それはそういうことで一応了解しておきます。

そこで、先ほどから、給与所得というものの概念を変えなければいけないじゃないか。先ほど主税局長も、事業主控除等についていろいろお話し給与にするとかなんとかという発言があったりします。そこで私、そのことを議論しますとまた繰り返しますから、端的に申し上げます。

労務の提供として報酬の中には、現在でも給与所得に入らないものもあります。ですから、私は国会議員でございすが、歳費というものは、いまの給与所得の中で給与というものの一番妥当性が無いものだと思う。毎日日給をもらってわずかな収入をかせいでいく人から、会社の重役、政治家、それ以外のいろいろな給与所得とみなされるような所得がたくさん種類がありますけれども、一応それを大蔵省の主税局のほうでは給与所得とみなすというようにすることができるといふので、給与としてもらうものについては、給料といふようなものでもらう中で給料とみなさない取り扱いはしている。いわゆるその他事業所得、いわゆる弁護士さんとか作曲家とか、人は問いませんが、講演料をもらった謝礼金、そういうふうにして、いまの給与所得者がその給与を謝礼金として受け取ってはいけ、必要経費を計算して出すことは何も法律に矛盾しておらない。だから私は、サラリーマンは給料として会社が支払うかもしませんが、支払い者と話し合いの上で労務の謝金としてもらったならば、この謝金を一年間計算してそして確定申告するということはいかがでしょうか。

○高木(文)政府委員 それはそういう制度の組み立てにすることもできないわけではないわけでございます。それはむしろ実額控除の問題とどう一つは源泉徴収制度の問題にからんだ問題でございます。ただし、それは、どちらを原則にするか、どちらを原則にしてどちらを選択するかという問題があり、また、どのような場合に選択を認め

るかという問題がございますけれども、現在の二千五百万人をこえる給与所得者につきまして、大幅にそういう実額選択のような制度を認めることを前提とした仕組みにいたしますと、これはたいへんな事務量になってまいりますし、納税者としても、一々全部の方が実際に支出された経費を区分して、人的控除の対象となるべき経費と、その給与を得るに要した経費とを区分して、そして証憑書類を添えて主張するということは、たいへん複雑ではないかと思ひます。そのようなことから、現在、一方においては実額控除の選択を特別な業種についてだけ認めてはどうかという意見もあるわけでございます。

一般的には非常にむづかしいから、特に現在の給与所得控除ではカバーしきれないという可能性が非常に大きい業種についてだけ認めたらどうかという議論であるとか、業種別選択にしないで全く自由に選択を認めてはどうかとか、いろいろな議論がございますが、いずれにしても、それを突合するということの事務が新しく起るわけでありまして、そういうこととの関係で実額控除の選択というものはわれわれとしてはなかなかむづかしいというふうにお考へております。

○田中(昭)委員 政務次官、お聞きになっておりましたけれども、むづかしいけれども実際やっているのです。サラリーマンの確定申告については適当であろうかなんかというふうな事務をやっておるのです。それは、私が先ほど申し上げただけで千五百万人近くそういう事務をやっておる。それはやるほうの都合でありまして、いまそれをこまかく取り上げますとときがあらまませんが、私がかつてもらいたいことは、今度の総理の発言は、先ほど村山委員からも話がありましたが、未成年の独身者に初任給から税金がかかるというふうなことはやめたい、世間はそのような総理の発言であつた受け取っておるわけですか。そして、いま問題になっております必要経費についても、給与所得控除は上げてくれるだろう、上げることは四十九年度からやるといふような総理の意向だつ

たといふ問題がございますけれども、現在の二千五百万人をこえる給与所得者につきまして、大幅にそういう実額選択のような制度を認めることを前提とした仕組みにいたしますと、これはたいへんな事務量になってまいりますし、納税者としても、一々全部の方が実際に支出された経費を区分して、人的控除の対象となるべき経費と、その給与を得るに要した経費とを区分して、そして証憑書類を添えて主張するということは、たいへん複雑ではないかと思ひます。そのようなことから、現在、一方においては実額控除の選択を特別な業種についてだけ認めてはどうかという意見もあるわけでございます。

たといふ問題がございますけれども、現在の二千五百万人をこえる給与所得者につきまして、大幅にそういう実額選択のような制度を認めることを前提とした仕組みにいたしますと、これはたいへんな事務量になってまいりますし、納税者としても、一々全部の方が実際に支出された経費を区分して、人的控除の対象となるべき経費と、その給与を得るに要した経費とを区分して、そして証憑書類を添えて主張するということは、たいへん複雑ではないかと思ひます。そのようなことから、現在、一方においては実額控除の選択を特別な業種についてだけ認めてはどうかという意見もあるわけでございます。

一般的には非常にむづかしいから、特に現在の給与所得控除ではカバーしきれないという可能性が非常に大きい業種についてだけ認めたらどうかという議論であるとか、業種別選択にしないで全く自由に選択を認めてはどうかとか、いろいろな議論がございますが、いずれにしても、それを突合するということの事務が新しく起るわけでありまして、そういうこととの関係で実額控除の選択というものはわれわれとしてはなかなかむづかしいというふうにお考へております。

○山本(幸)政府委員 これはいろいろこれから税調なりあるいは各方面の御意見を伺いながらやらなければならぬことであると思ひます。したがういまいして、いまここでその三つの方法のどれがいいか――繰り返し申し上げますように、やはり税には一つの理論がある。その理論、筋道をくずしてしまつと、やはり全体の組み立て、構成がくずれてくるということがある。また一方においては、執行面においてたいへんにめんどうが多い、あるいは徴税費がやたらとかかる、人手が非常にかかる、そういうことについてもやはり考へていかなければならぬという、税特有の問題も同時に考へていかなければならぬ点がございますので、いま直ちにここでどれがいい、あれがいいと言つわけにはまいりません。ただ、先ほど来の御議論を通して私は方向だけはおおむね御理解がいただけたことであらうと思ひますので、その具体的なやり方については、ひとつこれからの検討、研究課題だ、そ

ういふふうに理解をしておるわけでございます。ですから簡単にやめますが、いま政務次官がおっしゃったが、いわゆる減税をしようとするならば、そういう大ざっぱな議論じゃなくて、真に減税になるような方向で検討するのが、これは事務当局の仕事でございます。減税の試算を――総理が言ったように、財源が必要となれば、法人税の引き上げをするか何をするかということとを事務当局で検討することは何も法に触れないことで、私はほとんどやつていいと思ひます。やつていいから、そのやつたものを、この委員会でも予算編成の前にそういうことをやるべきです。それではないと意味ないですよ。政府がきめてきた控除額の引き上げを、その前に税制調査会に出して、いろいろな理由をつけてそのまゝの姿で返ってきたものをこの委員会でも審議しても、一ぺんでもどうかあったことがございすか。ならないじゃないですか。

○田中(昭)委員 時間が経過しておるといふことで、すから簡単にやめますが、いま政務次官がおっしゃったが、いわゆる減税をしようとするならば、そういう大ざっぱな議論じゃなくて、真に減税になるような方向で検討するのが、これは事務当局の仕事でございます。減税の試算を――総理が言ったように、財源が必要となれば、法人税の引き上げをするか何をするかということとを事務当局で検討することは何も法に触れないことで、私はほとんどやつていいと思ひます。やつていいから、そのやつたものを、この委員会でも予算編成の前にそういうことをやるべきです。それではないと意味ないですよ。政府がきめてきた控除額の引き上げを、その前に税制調査会に出して、いろいろな理由をつけてそのまゝの姿で返ってきたものをこの委員会でも審議しても、一ぺんでもどうかあったことがございすか。ならないじゃないですか。

だから、ちょうどこの場で言つておきますけれども、主税局長は、あの東淀川税務署で、三百近い税務署の中でただ一カ所、法に触れないということ、よそでは課税申告加算税を取つておるのを、あなたは、長官の許可を受けたかどうか知らないが、東淀川税務署で課税申告加算税を取らないという方法をとつてきたあなたは本人でしよう。そういうことができればあなたは何でサラリーマンにもう少しあたたい方法をやれないのですか。東淀川方式は税法に触れるか触れないか、私が予算委員会でも論議したが、そういうことも法に触れないとしてやるならば――この問題はまだ解決しておりませんが、私は大臣が出てこられたときにまたやりたいと思つてゐるのです。きようはいい言わない。

そこで、政務次官、いま私が言つてゐるのは、そういう必要経費の控除につきましてもいろいろ方向がある、しかし、それが無制限にはできない、それは財源の問題だ、これは私は当然だと思ひます。その必要経費を控除することによって財源の穴があくものは、こういう財源を確保したい、

ういふふうに理解をしておるわけでございます。ですから簡単にやめますが、いま政務次官がおっしゃったが、いわゆる減税をしようとするならば、そういう大ざっぱな議論じゃなくて、真に減税になるような方向で検討するのが、これは事務当局の仕事でございます。減税の試算を――総理が言ったように、財源が必要となれば、法人税の引き上げをするか何をするかということとを事務当局で検討することは何も法に触れないことで、私はほとんどやつていいと思ひます。やつていいから、そのやつたものを、この委員会でも予算編成の前にそういうことをやるべきです。それではないと意味ないですよ。政府がきめてきた控除額の引き上げを、その前に税制調査会に出して、いろいろな理由をつけてそのまゝの姿で返ってきたものをこの委員会でも審議しても、一ぺんでもどうかあったことがございすか。ならないじゃないですか。

そして必要経費については、このようにサラリーマンの方向に近づけたということを審議すること、ほんとうの税制の審議になると思うのですが、そのことについて、簡単にけっこうですから、あなたの感じを言っていたきたい。

それともう一つは、このサラリーマンから取っておる税金が、最近十兆円くらいになっておると思います。四十六年度までの決算額で調べてみても、相当な取り過ぎになっておる。減税するという金額よりも、予算で定めた額が、過去昭和三十一年から四十六年までの決算額では五千億もよけい納められておる。こういうこと、源泉徴収の実際の徴税事務をやっておる会計担当者はいへん苦勞になっておる。こういう実情を見ますと、徴税の代行をやっておる徴収義務者に税金の取り過ぎ分だけでも還元すべきではなからうかと思ひますが、簡単に結論を申し上げてどうかと思ひますが、いまの二点についての政務次官の答弁を聞いて終わりたいと思ひます。

○山本(幸)政府委員 第一の問題は、国会の審議の基本に触れる問題でございまして、これは皆さまた方委員の方よく御理解いただいておりますのであらうと思ひます。今日の政治のあり方は、政党内閣制でございまして、内閣が責任をもって国会にお出しをいたしまして御審議を願う、こういう形になっておるわけでございまして、ここである御審議を願ひまして、その結果がまたいろいろな形で内閣、政府が考えるところの施策に大いに影響をし、反映をしていく、こういう姿であらうと思ひます。

それから第二の問題につきましましては、取り過ぎというのは私も理解に苦しむのでありまして、やはり見積もりと具体的な税収額との差異ということであり、言うなれば私は自然増収と見るべきものであらう、こう思ふわけでありまして、決して法律の命ずるところと違つてサラリーマンから取り過ぎをしたということではないであらう。しかし、自然増収が多くなつてきたという実態を踏まえて、歳入全体に占める位置あるいは直税の中で

所得税の占める位置、こういうものを考えながら将来の問題としてそれを考えていく、こういう態度であらうというふうな考えるわけでございします。

○田中(昭)委員 最後に要望だけしておきます。審議のことにつきましていろいろおっしゃいましたけれども、当然私が言ったような方向へ行かなければならない時代が来る。

もう一つは、いまの自然増収、私が取り過ぎと言つたから、取り過ぎということばにこだわつておりますけれども、自然増収でもいいです。なぜサラリーマンからだけ自然増収をたくさん取るような税制になっておるか。こういうことをやっておりますと、先ほど私が言いましたように、サラリーマンが全部必要経費を書いて、三千万人の人が税務署に押しかけるといふ時代がいまのままでは来るかもしれない。そのときにおいて税務行政が破綻するようないふことについては私はたいへん心配しております。そういうことのないように事務当局でよく検討してもらいたいということを要望して、質問を終わります。

○鶴田委員長 次に阿部君。

○阿部(勲)委員 私のところで——これは私のところだけじゃないと思うのですけれども、船乗りの家族というのはいへん苦勞しておるわけですね。主人が船に乗つておる、たまに港へ入るといふと、連絡がある、と神戸なら神戸へ自分のほうから出かけていく。荷をおろして次は横浜へ行くといふことになる、横浜へ汽車でまた追つていく。そういうことで、たいへんな苦勞と経費がかかるわけでありまして、しかし、そういうことをやらなければ労働者としての家庭生活というものが成り立たぬわけですね。ところが、この家族は、いなかにいればまだいいからといふと、いふ船がそうではない。かりにつとめてみても、いつ船が入るかわからぬから、すぐに首になつてしまふといふことで、なかなかつとめできない。この人たちの給与を見ますと、月大体十二、三万円、それう大きな給料でないように皆さんお考えになるか

わからぬけれども、いなかの村へいきますと、これでもたいへんな高額の者でありまして、町内費であるとか、あるいは子供を保育所へ入れたとかいふことになる、その辺の相当大きなお店屋の税金よりも重いから、したがってそういう経費がよけいにかかるというふうなことで、たいへん経費がかかるわけでありまして、ところが、昨年船乗りのストライキがありまして、何か約束で、一年に二回だけは家族の呼び寄せの経費、会いに行く人の汽車賃四千円とか五千円を、これは会社によつて多少違ふようではありますが、見るようになった。

しかし、そういう経費まで収入として所得税で見るといふのは、少し残酷過ぎはせぬだろうか。実際にその人たちに会つて話を聞きますと、給料はもっと少なくないから、できれば地元で働きたいといふのが本心であります。しかし、なかなかそうはいかない。近海漁業はなくなったといふようなことで、やむなく船に乗つておられる。そうしてまた港へ入ると、家族がそこへ会いにいふ、こういうことになっておる。その経費ぐらひは——これは普通の勤労者の所得控除という程度のものではとて間に合ふのです。たいへんな苦勞をされておるわけですね。そういう意味で、せめて家族呼び寄せの手当ぐらひは非課税にすべきではないだろうか。いろいろなやり方があると思ひますが、そういう点でまず第一に皆さんのお考えをお伺いしたいと思ひます。

○高木(文)政府委員 この問題は他にも実は類似の問題があるわけでございまして。稼働者、サラリーマン等で収入のある方とその家族が離れて生活しなければならぬ場合と、全くそれに拘束されるわけではないが、いろいろな便宜から、あるいは子供の教育であるとか、あるいはお年寄りのめんどうを見なければいけないといふことのために、奥さんが主人と別れて住まなければならぬといふようなことがいろいろございまして、いま御指摘の船員の場合というのは非常に特殊な場合でございまして、職種の性格上、内地に寄港を

した場合に面会の機会をつくるのは当然のこととございまして、それに伴う経費をどうするかという問題が一つと、ただいまちょっとお触れになりましたように、私つまびらかに存じませんけれども、あらためてそのために特別な給与を支給するということになった場合のその給与の取り扱いの問題、両方あるわけでございまして。たとえば、最近非常に問題になっておりますのは、農村からの出かせぎ者、農閑期に都会に土木事業等のために出てまいりますところの出かせぎ者の中間における帰郷旅費というふうなもの扱いであるとか、先ほどちょっと触れました、いわゆるやむなく別居している場合の別居費の扱いであるとか、勤務形態が多様でございましてことに関連いたしまして、そういうものをどのように見るべきかといふことは、具体的事例に即しまして、いろいろと私どものほうにも、また執行当局のほうにも寄せられておるわけでございまして。私も、まさにいま御指摘がありましたように、気持ちとしては、これを通常の給与収入として扱うといふことは少し酷になるのではないかと、また、こういう収入がない場合でも一種の経費を認める方法はないのかといふことを、いわば個人的立場としては非常に共感を覚えるわけでございまして、けれども、どうもいろいろな形態のものがいろいろございまして、なかなか判断に苦しんでおるところでございまして。現在のところは、どういふ形態で各会社からこの面会旅費が支給されているのか、よく承知をしておりませんけれども、その支給形態にもよろうかと思ひますけれども、伺いました範囲内においては、現在の段階ではやはり収入に扱わざるを得ないのではないかと。ちょっと類似のものでございしますけれども、教員に対して研究費等の名目であるいは図書費等の名目で支払われたものの課税の問題といふようなものも、やや似て非なる問題として起こつておるわけでございまして、いろいろ本給以外に支払われますこの種の手当制度については、確かに、いわば社会的感情としては問題がありますが、いまのところは、一部認めることにしま

すと、眼界が非常にむずかしいということで、たいへん冷たい扱いになっております。

○阿部(助)委員 局長はだんだん何か問題を広げて薄めてしまふので、それは話にならぬのです。が、個人的にはどうだとかこうだとかいう、私、個人的なあれをお伺いしておるのじゃないんでして、もう少ししばって聞いておるので、全般の問題はあとでお伺いします。

だけれども、これは実際言うてたいへんな経費がかかるんですよ。それはたまたま汽車に乗れば、子供をかかえておればいつでも病氣、事故があるかわからぬということになれば、何がしかまとまったものを持つていかなければならぬ。持つておればやはり使うということ、これが大体月一回としてもたいへんなことなんです。私は、それをいまして全部をしる、こうまでは言わないけれども、とにかくにも、新しく家族呼び寄せというために支給されたものぐらひは、やる気になればできないことはない。これは家族にいったのか、あるいは本人に渡すのか、これもわからない。もし家族に渡ったということになれば、これは少額の収入でありますから、当然、その解釈がえ皆さんがお立てになればこれは可能である。もう少しその辺を、たいへん苦勞されておるこういう実態を踏まえて、血の通った政治というものが行なわれてもいいのじゃないか。私、局長の答弁は、問題を一般に広げ過ぎて非常に冷たい答弁だと思ふんだが、もう一べんひとつその辺は考え得る余地があると思うのですが、いかがですか。

○高木(文)政府委員 確かに、面会手当てというのは、直接にはおそれく船員さん御自身を通じて実質的には家族に渡るといふ形態をとっているんじゃないかと思ひますが、もしそれをまったく家族に渡るといふことにしたらどうなるかという問題は確かにあるかと思ひます。しかし、勤務に対応するものとして支払われるところの給与の一形態のものが、御本人に渡されるという形式をとるか、家族に渡るといふ形式をとるかによつて、収入と見ることにするか見ないことにするかという

区分を置くということになりますれば、いろいろな形態のものをいづゆる家族への支給ということとで処理をすれば、これは一種の家族にとつても一時所得みたいなものになって、それで少額であるから非課税というか、そういう扱いになるということになりますと、これまたちょっといかにがなものかというところであるわけでありまして、私はいま直ちにこの場でこれを何かうまいたしなましようというお答えを申し上げるには、まだちょっと——広げるとおっしゃいますけれども、かなりこれは、広げるといふか、広がるわけでありまして、他の事例とのバランスを考えまないと申し上げにくいのであります。ひとつその辺で御了解をお願いしたいと思います。

○阿部(助)委員 ここですぐ結論が出ないとして、それはそれで了承しますけれども、しかし、もう少しあたためたかき気持ちでこれは検討をしていただきたいと思ひます。

それでは、ほんとうを言えば、この一年間たつた二へんの、しかもごくわずかの——とてもこんなものじゃ足りないのです。そうすると、実際にこの人たちの生活というものはそう楽じゃない。十二、三万とつてみても、一カ月一べんずつ神戸へ行った、横浜へ行った、長崎へ行ったというところになりますと、その経費はたいへんな経費がかかる。しかも、うちをあげますと、近所の人に頼んでいけば、みやげを持ってこなければいけぬというふうな雑費がまたたいへんなんでして、雑費がかかる。子供が病氣をすればまた近所に迷惑をかけるわけじゃないかぬということ、御主人と一緒にいるのとは全然違ふんです。そういう点で、私はもう少しあたためたかき手を検討すべきだと思ひますが、ぜひそれは検討していただきたい。

そういう点で、次に移りますけれども、労働者の税金が重いことについては、もう幾人かここでお話がありました。繰り返して述べませんけれども、その原因となつておる現在の賃金課税のあり

方についてもう一べん私はお伺いしたのであります。給与所得控除が設けられておる趣旨についてまずお伺いしたいと思ひます。なぜこれを設けたのか。

○高木(文)政府委員 給与所得の控除につきましては、まず大筋は、必要経費の概算控除という概念でございます。所得税は、当然、収入から経費を引いたもの、それを課税標準とする大原則でございます。そこで、給与所得者につきましても、いろいろな意味で必要経費がかかる。ただ、事業の場合には、事業をやつておられれば、売り上げが幾らで、仕入れが幾らで、経費が幾らというところは、多かれ少なかれ帳簿等をつけておられる。そういうものがなく採算その他がわからないわけですから、税の問題とは全く関係なく帳簿をつけておられるのがまあ大体である。いわゆる正式な意味での会計帳簿等ではなくても、ほんのメモ程度のものでもあつても何か普通はつけておられるわけですが、給与所得者の場合にはその必要がない。サラリーをもらひまして、そのサラリーで生活をしていくわけですが、その場合に、特に給与を得るために必要である認められるところの経費について何か控えておく、メモをしておくという必要がないわけでございます。そこで、もしそれを個別に積み上げるといふことになりましたらば、税のためにだけそういう手控えをしなければならぬということ、これは適當ではございませんので、平均的な、概算的な経費を推定をして、最初それを一律に引きましようというものが、給与所得控除の始まりでございます。その後、ごく最近十年間ぐらいの間は、いわゆる他の所得者とのバランスの問題が起こりまして、給与所得控除を引き上げれば実質的に他の所得者とのバランスがとれるのではないかとことから、引き上げられてきたわけでありまして、必ずしも実態は必要経費の概算控除だけではない。そこで、そういうこととから、それは一体何であらうかというところとがいろいろ議論されておりますが、先ほど来他の委員からも御指摘があり、お答え申し上げます。

たように、非常に身分が不安定である。雇用関係はありますけれども、いつやめてくれということになるかもわからぬという意味で身分が不安定である。いわばそういう意味でややその所得については担税力が弱いという性格や、源泉徴収ということ、いわゆる早く払うということになつておりますから、他の所得者と利子負担関係などからいふと若干不利になつておる、そういうものを総じて見ておるという性格のものでございまして、やはり一番基本となるものは必要経費の概算控除という点にあると存じます。

○阿部(助)委員 必要経費の概算控除、皆さんの前の主税局長の塩崎さんたちが書いた本を見て、やはりそう書いてあるのですね。「給与所得控除という特殊の控除があり、この控除は、いろいろな要素を持つものとして説明されていますが、そのいちばん大きな意味は、サラリーマンの必要経費の概算控除であると解されています。」こういうこと。そうしてこれは、そういう一般のサラリーマンに関する限り、大体必要経費がカバーされているんじゃないかというようにおっしゃっておるのではありませんか、これは工場労働者あるいはサラリーマンというふうな生産手段を持たない労働者が一番中心に置いて想定しておられるのだと思ひますが、いかがですか。

○高木(文)政府委員 大体そのとおりでございます。いわゆるサラリーマンを中心に初めは考えておつたのでございます。ただ、現在では、給与所得控除の額がたいへん毎年増額してまいりました関係で、いわゆる平均的なサラリーマンの生活費を除いた所得を、そういう労働者としての所得を得るに必要な経費の額よりは実質的には相当上回つておると思ひます。

○阿部(助)委員 私は必ずしもその意見には賛成しかねるのではありませんが、皆さんのほうでは、これで必要経費は十分見て、余るんだ、こういう解釈のようであつて、あとはいろいろなバランスの問題があるんだ、こうお考えになるのだらうと思ひますが、私は必ずしもそうは思ひないのであ

ります。それだからこそ、いま重視感が出るのか、あるいは皆さんのほうでも、先ほど来お話しのように幹事長が何十%か引き上げるとか、いろいろなことを言っておるのです。私は、そういう点でこれはもう少し最低限を上げるというのが基本であります。いまそれを言ってみてもなかなか皆さんのほうでは承知をされない。

そこでもう一つ私お伺いするのであります。大工さんの場合、前は大体請け負って住宅を建てるというようにことが大半であったようでありましたけれども、最近は大工さん大工業者が出てくる、そして大工さんはいわゆる野丁場といわれる形態になり、建設業者に道具を持って雇われていく。そうしますと、皆さんのほうでは、家を請け負って建てる場合には事業所得でやって、大工道具や何かは償却を見るわけですね。これは見ておるわけですね。ところが、最近はそのように大工さんで少なくなってきたとして、道具を持って雇われておるといふ形態になる。そうすると、これは給与所得であるから、給与所得控除はあるけれども、道具の償却は見えないというのはいか片手落ちだ、不公平だ。そうかといつて、それを保持していかなければ大工さんの仕事はできないわけですから、同じ人が片方では償却を見てもらい、片方では見てもらえない。しかし、現実にはこの道具が最近大工さん値上がりして、ドリルとか、いろいろなものを持たなければいけません。これはなかなか切れないということになるわけですが、当然この道具の償却費ぐらひは、どっちでやろうと、認めるべきだ、こう思うのですが、いかがですか。

○江口政府委員 あるいは先生御案内かと思いますが、非常に古い時期からの取り扱いがございまして、いま御指摘の点は、日雇いの大工、左官等というところでございまして、われわれ、俗に業界のほうで呼称しております一人親方という表現をそのまま使わせていただいておりますが、これは古い時期からのいろいろな議論がございまして、一人親方が家を建てる、あるいはいわゆる家作の工事

を請け負ったという場合に、それが請負工事であるのか、あるいは日々の雇用に基づくものであるのか、この辺についてはなかなかむずかしい議論が古くからございました。そこで関係業界とかなり綿密な打ち合わせ、検討が行なわれまして、昭和三十年の初めごろでございまして、実態を国税庁で調査しまして、関係業界と検討した結果、現在のところ、一人親方につきましては、金額にそれぞれ段階を設けてまして、そのうちの相当部分が給与所得に該当する、残りの部分につきましては一般の請負という事業のとりえ方もございまして、その部分につきましては事業所得とするというところで、収入の各段階ごとに給与分と事業所得分の割合をきめてまして、給与所得分につきましては給与所得控除が経費あるいは経費相当額ということになっておりますので、その分については、特にならぬ御指摘の道具等についての償却はその中に含まれておるといふふうに観念されるわけでございますが、残された事業所得に相当する部分につきましては、案分いたしまして、償却資産は当然償却費を見ようという取り扱いで合意を見ておるところでございます。

○阿部(助)委員 それは以前合意を見たかもしらぬけれども、もう一ぺんこの償却というものを、私はこう言っておるのでして、前の話を聞いておるのじゃないのです。

○高木(文)政府委員 いま江口次長から御説明いたしました大工、左官等のいわゆる一人親方問題というものは、昭和三十年代に当委員会において非常に議論がございまして、当委員会での議論に基づきまして実態調査したものが、その後ずっと続いて今日の通達になっておるわけでございますが、この考え方の基本は、従来はどっちかというところ、事業扱いになっておったわけでございます。事業扱いになっておりましたが、請負の場合には明らかに事業でありましたけれども、請負でない場合については、実態はむしろ給与のほうに近いのじゃないか。給与のほうに近いのであれば、大工さんや左官屋さんたちについても、給与所得控

除の適用を受けることによって有利に働かしたかどうかという議論から、当時の議論が起こつてきたわけでありまして、ところが、いまの阿部委員の御質問のほうは、給与では不利であるから、むしろ逆に事業のほうへ持っていったらどうか、こういう御主張のように思えるわけなのであります。それはそれなりにまた一つの別な問題があるのかもしれないと思ひますが、これは実は雇用形態が変わつてきて、先ほど来御指摘のように、請負業者が出てきて、多くの大工さんがまたその請負業者から一種の下請の形で仕事をするが、その下請の形というのは、必ずしも包括契約ではなくて、日給月給のようなことになっておる場合等、いろいろな場合がございまして、確かにおっしゃる通りに、過去においては、むしろ給与に持つていくほうが有利だからというので、給与にならなかつたという議論を展開してきたわけですが、逆に今度は事業に持つていくことで境目はどこに見るかという御議論だと思ひます。この御議論も、ここですぐにはなかなか回答を申し上げられませんが、いま御指摘のような形の大工さんというものが一体どういう収入形態になっておる、契約形態になっておる、経営の形態になっておるかということ、場合によりましたならば、もう少し詳細にお指図をいただいて研究するというようなことが必要ではないかと思つております。

なお、給与所得控除が概算経費控除であるというところの関連で、給与所得者については、ただいま大工道具の問題をおあげになりましたけれども、給与所得者の中でどうしても道具が要る、その道具が非常に値段が高いというようなこととか、いまの給与所得控除ではまかない切れないのではないかと、しばしば指摘を受けておる事例がございまして、たとえば、非常に特殊な例で恐縮でございまして、音楽関係の教師というような場合、たとえば楽器であるとか楽譜であるとか、そういうこととの関連で、とても普通の概算経費では引かれなかつたという議論もあることがあります。ただいま御指摘の大工道具の問題

は、あるいはそれとやや似て非なるかと思ひますが、このところは非常に事業と給与との境目の問題でございまして、実態に合った処理をするところにやぶさかではございせんが、何ぶん対象人員の多い職種の問題でございまして、個別に妥当性を求めると同時に、相互間の公平性という問題もございまして、何か基準をつくつて処理をしなければならぬということであらうと思ひます。いずれにしても、御指摘の点はもう少し勉強させていただきます。場合によつたら何か新しい考え方を立てなければならぬかもしれない分野が、この分野にもまだ残つておるかもしれないという感じがいたします。

○阿部(助)委員 局長、少し私の考えと違ふことをおっしゃつておるのですが、給与所得として、この人たちは——給与の控除という場合、一番最初のたてまは、生産手段を持たない人たち、こういうものが大体いまでも中心であるし、中心の考えでいかれたと思つております。しかし、実際にこの人たちは給与の控除を受けてみたつて、さらに道具の償却をしろ、こういう要求なんです。私は端的にそれを言つておるわけです。いろいろこれに類した労働者がおるわけですが、この問題を申し上げれば、こういう建設労働者のほかに、たとえば大学教授、これは本を買わなければいけません、あるいは新聞記者とか、あるいはサラリーマンの中の特殊の職種について、それぞれ矛盾した、そして過剰な税負担の原因になっておる業種がいろいろあると思つております。源泉と申告制度をひっくり返すというものをやはり検討すべきだと思つておりますが、いかがですか。

○高木(文)政府委員 先般来、給与所得控除と経費の実額控除との選択制の御議論が各委員から御指摘がございましたが、ただいま非常に明確に、特殊の業種についての実額控除制度はどうかという御指摘であつたかと思ひます。いま言われましたように、大工に限らず、学校の先生であるとか、やはりお触れになりました新聞記者の問題であるとか、それから政治関係の方の問題であると

か、あるいはまた、雇われておる芸能人といひますか、自己の責任において個々に契約をしないので雇われておる芸能人で、被服費等が自己持ちのものといふようなもので、冒頭にちよつとお触れになりましたいわゆる標準的サラリーマンとは違ふような生活形態の方、これについてだけ実額控除との選択制度というものをつくるといふ考え方はないかという思想は、十分あり得るわけでござい

ます。先般来申しておりますように、実額控除にします場合に、一体給与所得控除といふのはそもそも何であらうかという議論、その中の概算必要経費の部分とはどの部分であらうかという議論、それから、実額控除をする場合、実額控除としてどういう基準でサラリーマンの必要経費と見るべきかという議論、それから、そういうことにしますと、多数の方と税務署との間に接触が起こりますので、事務量が非常にふえるではないかという議論、そういう議論を通じてなおかつ何と実額選択の道を求めるとしますと、おっしゃるような経費が特別によいかりそうであるといふことが明らかに客観的にも一般的にいえるような業種に限定して実額制度をとったかどうかという声が出てくる可能性があるわけでござい

まして、そういう意味で、ただいま阿部委員御指摘のような御意見は、実額控除との選択制度を論ずる場合に出てくる議論でございまして、選択論の中では比較的現実性のある議論というところで考えられるわけでござい

ます。ただ、そういうことで合意を得られるかどうかということになりますと、先ほど田中委員から御指摘がありましたような、最近におきますいろいろな運動の中には、必ずしもそういう特殊な職務形態であるがゆえに実額選択的なことを主張しておられるというのではないグループが相当ありますものから、そこらとの関係もありまして、現実的にはいまおっしゃったような議論が一つの問題アプローチの入り口であると思ひますが、社会一般が必ずしもそれを許すかどうかという問題がございまして、これまたそういう意味でもう少し各方面のいわばコンセン

サスがどういうところにあるのかということによつて判断をせまないと、なかなか特殊の業種だけに限定するといふことができなくて、一般的に広がっていくといふことになりまして、またむづかしい問題に前戻りをするといふ関係にあるわけであり

ます。○阿部(助)委員 もとをたせば、私は日本の税制が少し曲がってしまったところにあると思ひます。課税最低限を思い切つて引き上げて、そしてそのかわり特別措置なんといふものをみんなたたき切つてしまへば、これはもう少しすっきりした税制になると思ひのだけれども、いまのよう

なことをこまかく言つておつてもなかなかうまくいかなないのじゃないか。皆さんのほうも、それならば日本の税制をもう少し原則に近づける努力をすべきだと思ひのではありませんが、この所得税制の最大の特徴は、これは何といつても累進税制によつて高額所得者から税金を取つてそして所得の再配分を行なう、課税の公平を実現することがこの税の基本だと思ひ思ひますが、この点は御異論ないのでしょうか。

○高木(文)政府委員 御意見のとおりでござい

ます。○阿部(助)委員 ところが、御承知のように、わが国の税制はその機能を十分に果たしておるとは私は思ひません。もうこれから今度特別措置の論議、法人税の論議に入りますけれども、いままでは全体として資本の蓄積あるいは海外競争力の強化といふことに税制が動員されてきた。もつとはっきり言えば、大企業と金持ちに奉仕させられてきた。これが私はいまの税制の姿だ、こう思ひのであります。しかし、もう日本もドルがたまって困るとか、あるいはもういふ点で、この日本の税制全体ももう一べん考え直して、いまの現実の政策転換を迫られておると同じように税制自体も転換を迫られておると同じだ、これは特別措置のほうになりましょ

うけれども、やはり特別措置を思い切つて整理する。特に利子配当の分離課税制度とか、配当課税制度とか、有価証券の非課税制度、あるいは土地の長期保有者の問題といふような問題をもう思い切つてこの際整理されるべきだ。そうでなければ、先ほど来ここでいろいろの税の要求、あるいはまたアンバランスに対する不満、そういうものが述べられておりますけれども、さっぱり解決をしない。一番問題は、税の根本が曲がっちゃつて、實際いつて、原則がどこなのか、日本の税制がわからなくなつたところに一番問題があると私は思ひの、名主税局長高木さんの代でひとつ大整理をするお考えはございせんか。

○高木(文)政府委員 たいへん御激励を受けました。私がいま一つの転換期に来ていふと思ひます。と申しますのは、一つには、福祉への時代といふことになりました場合に、福祉を実現するための財源を税で調達するの、負担金のようなもので調達していくのかといふ問題がまず一つあり、もしある程度のものを税で負担するのだとすれば、どのような税で調達すべきかといふ問題があり、その前に、まさに御指摘のような問題がだんだん出てきて、日本の経済構造なり財産構造なり、所得構造なりの変化が非常に急激に行なわれてきていふ現在において、現在の制度そのものをいろいろの意味において見直す必要があるといふことについて、全く同感でござい

ます。実は、四十六年の秋から三年の任期でやつていただいております税制調査会におきまして、来年の秋までが任期期間でありますので、また長期の税のあり方について御検討を願うということ、たとえば現在の税制調査会の正規の委員だけじゃなくて、専門委員といふような形で多くの方に参加をしていただいて、そういう問題をさつそくに討議をしていただくべき時期に来ておるのではないかと一ふうに思つておるわけでござい

ます。○阿部(助)委員 最後であります。皆さん、何か言ふと、すぐ、税制調査会と、こう逃げられるのでありますけれども、私はあまり税制調査会に大きな期待を寄せて持っていない。問題は、政府自体がやる気になるかどうかでこれはきまる問題であつて、この場であんまり税制調査会、税制調査会といふお話は、私はあまり聞くのは不愉快なんでして、皆さん自体が腹を据えてこれを整理する意向を持つかどうかには私はかかつておると思ひの。そういう点で、もう少し明確に、まあ来年どうのこの言われませんが、ことはこま

に大々的な期待を寄せて持っていない。問題は、政府自体がやる気になるかどうかでこれはきまる問題であつて、この場であんまり税制調査会、税制調査会といふお話は、私はあまり聞くのは不愉快なんでして、皆さん自体が腹を据えてこれを整理する意向を持つかどうかには私はかかつておると思ひの。そういう点で、もう少し明確に、まあ来年どうのこの言われませんが、ことはこまに大々的な期待を寄せて持っていない。問題は、政府自体がやる気になるかどうかでこれはきまる問題であつて、この場であんまり税制調査会、税制調査会といふお話は、私はあまり聞くのは不愉快なんでして、皆さん自体が腹を据えてこれを整理する意向を持つかどうかには私はかかつておると思ひの。そういう点で、もう少し明確に、まあ来年どうのこの言われませんが、ことはこま

に大々的な期待を寄せて持っていない。問題は、政府自体がやる気になるかどうかでこれはきまる問題であつて、この場であんまり税制調査会、税制調査会といふお話は、私はあまり聞くのは不愉快なんでして、皆さん自体が腹を据えてこれを整理する意向を持つかどうかには私はかかつておると思ひの。そういう点で、もう少し明確に、まあ来年どうのこの言われませんが、ことはこま

に大々的な期待を寄せて持っていない。問題は、政府自体がやる気になるかどうかでこれはきまる問題であつて、この場であんまり税制調査会、税制調査会といふお話は、私はあまり聞くのは不愉快なんでして、皆さん自体が腹を据えてこれを整理する意向を持つかどうかには私はかかつておると思ひの。そういう点で、もう少し明確に、まあ来年どうのこの言われませんが、ことはこま

ほとんどふえていない。数字を申し上げるまでもなく、よく御存じのことと思います。しかもそこへ加えて、経済の成長ということで自然増収の額がたいへんに増加してきておる。しかるに減税の割合はかえって減っている。課税最低限、諸控除の引き上げも国民の期待にははるかに遠い。こういったことで、執行上も、職員の方と納税者の間にそういった意味での処理すべき案件が増加してきておる。ですから、制度上からいって、また実際の運用上からいって、労働強化になり、職員の方々の御苦勞もたいへんだらう、こう思うわけでありませう。この健康破壊と労働強化、税務職員の人たちのこの問題につきまして、所得税法の改正の機会に、ぜひそれと関連づけて、国税庁長官にもお出しをいただいてお尋ねをしたい、こういうことでございますので、よろしくお願いいたします。

そこで質問に入りますが、税務職員の中で全国税労働組合が結成されておることは、もう御承知のとおりであります。健康と権利を守るということとでそれ関係者が努力をされておるわけでありませうけれども、昭和三十七年でありませうか、池田内閣の当時の高度経済成長政策とともに予算が大規模化し、税収がどんどんワクを広げてくる、それに伴ってこの全国税労働組合に対する当局の分裂攻撃、こういったことがたいへん問題になりました。当時の国会でもこのことが大きく取り上げられまして、ついに、当時は木村さんでありましたか、長官の通達となつて国会の追及が一応実を結んだことは、長官も御存じのとおりであると思ひます。ところが、その後そういったことが依然としてあとを断たず、むしろ昨今、一そう系統的に、一そう露骨にやられておるような節がある。そこで、こういう問題につきまして具体的な一、二の事例を申し上げて、国政全般の問題として、税務行政にかかわる問題として取り上げてまいりたいと思ひます。

そこで長官にお尋ねしますが、昭和四十八年一月三十一日、刈谷税務署で、署長が、若年職員と

の打ち合わせ会という名目で、いわゆる第二組合の役員の人たちと一緒に第二組合の組合員の人をマージャン大会に招待した、そして、他の職員が執務をしているときに、そこで食事を提供した、こういう事例があったように聞いておりますが、長官はそのことを御存じでしょうか、それをまずお尋ねしたい。

ここに換気扇をつけてもらいたい、あるいは、單車を利用する場合はヘルメットを着用していただきたい、これが相当痛んでおるので修理をしてほしいとか、あるいは、きょうのようなさくばらんな幹部との会合がもう少しよい持てるようにしてほしいとか、こういうふうな意見が出まして、それに対して署長あるいは総務課長、いわゆる管理側の出席者の対応をするということが行なわれたわけでございます。

大会をやった、こういうことですね。食事を出したように聞いておりますが、これはいかがですか。

○江口政府委員 食事を出しております。

○荒木(宏)委員 金の出所はどこですか。

○江口政府委員 署長が個人の負担として支出をしております。

○荒木(宏)委員 これは五時までだから、もちろん一般の職員は勤務時間中ですね。そうすると、署長が二十名余りの人を十朋亭というところへ勤務時間中に連れて行って、そこで食事をし、かつマージャン大会をやった——若干の前置きはありますけれども、ということになります、行った人は全部第二組合員じゃありませんか。

○江口政府委員 御指摘の刈谷税務署の件でございますが、本年の一月三十一日に、実はいま第二組合の職員というふうにおっしゃったように思いますが、そうではなくて、いわゆる若年層、税務大学校を卒業しまして、二年程度の者をわれわれ若年層としておりますが、税務大学校を出てから第一線に配属になった場合に、いろいろと個人的にもあるいは職場でもなれない事情がございますので、そういう人たちに對しまして、幹部の者ができるだけ座談会その他接触の機会を持ちまして、安心して仕事ができるように、あるいはまた、そうした若い人たちがいろいろ希望、意見等を聞くためのいろいろな措置を講ずるといふことを全国的にやっておるわけでございますが、その一つとして、一月三十一日に、署長、総務課長が参加いたしまして、若年層の諸君十数名と会合を持っております。このときに、後半は、御指摘のマージャンという問題がございまして、前半の会合のときには、たとえば具体的な内容を申し上げますと、若い諸君のほうからこうした希望、意見も出ておるということを申し上げたほうがそのときの内容を御理解いただけるかと思ひますけれども、若い諸君からは、もう少し一貫した事務の流れについての研修をやつてほしい、あるいは、通達がたくさん出ておりますが、われわれなかなか理解しにくい面があるので、これらについても研修をしてもらいたい、あるいは、こまかな話でございますが、書庫がございませうけれども、

○荒木(宏)委員 聞いておることをまず一つずつ確かめていきたいと思います、いまおっしゃったような職務上の話が若干あった。そのあとマージャン大会をやつたんでしよう。

○江口政府委員 その会合が予定よりも早く終わったということ、引き続きやっております。

○荒木(宏)委員 場所は十朋亭という料理屋だと聞いておりますが、これはどうですか。

○江口政府委員 市役所の寮を借用しております。

○江口政府委員 税大を卒業しましてから四年までの全員でございまして、別に組合とは関係がありません。

○荒木(宏)委員 いや、関係のあるなしよりも、第二組合員じゃないか、こう聞いているのですよ。

○江口政府委員 全員第二組合のようでございます。

○荒木(宏)委員 何という名前ですか、その寮は。

○江口政府委員 市役所の寮で、十朋亭でございます。

○荒木(宏)委員 これはトヨタの重役が始めた料亭で、その料亭に署長さんが若い人を連れていつてマージャン大会をやつた。それは幕あきがいきなりマージャン大会というわけにはいかぬから、初めにいままお話しのようなことがあるかもしれませうけれども、しかし、使つた時間はどつちが長いんですか。初めにあなたがたのおっしゃつた職場の話が出た時間と、それから料理屋でマージャンやつた時間と、どつちが長いんですか。

○荒木(宏)委員 この中に竹林君という人がおりますが、この人と同期の大塚君という人は呼ばれなかつたようですが、これはどういうわけでしょう。竹林という人は第二組合の青年部長で、大塚君という人は全国税のほうの青年部長ですが、ね。つまり、同じ期で片方は呼んで片方は呼ばなかつた、こういう結果のようですが、これはいかがですか。

○江口政府委員 最初の、先ほど申し上げましたようないわゆる座談会は、大体一時間程度でございまして、二時過ぎにいま御指摘のマージャン大会に入つて、夕方五時ぐらゐまでかかっております。

○荒木(宏)委員 そうすると、一時間足らずという話を、あと二時から夕方までマージャン

○江口政府委員 お手元にお届けいたしました資料の左側に名前が列記してございますが、上から

○江口政府委員 私どものほうで報告を求めたところでは、大塚君も出席しております。

○荒木(宏)委員 そんなことはないでしょう。きのうあなたのほうから出てきた名簿の中には大塚君はないじゃないですか。ここにあなたのほうの参事官が持ってきた出席者名簿がありますよ。

○江口政府委員

○江口政府委員

八番目に大飼勇と記名してあるはずでございます。

○荒木(安)委員 よく聞いていただきたいのです。私は大塚と言ったのです。全国税のここの青年部長をやっておる人ですが、ここに出席した人と同期で、片方は呼ばれたけれども、片方は呼ばれてない。これは一体どういふわけですか。

○江口政府委員 先ほど四年生までと申し上げましたが、そのうち四年生のクラスでは、指導補助者という、これは部内の名称でございますが、若年層に対していわゆる兄貴分としていろいろ世話をするという意味で、指導補助者なるものをこの署では設けております。この指導補助者に任命されてない者はこの日には来ていなかったということではないかと思ひますが……。

○荒木(安)委員 そうじゃないのです、私が言ったのは、あなたのほうの名簿では、竹林君というのがあつた。これは指導補助者じゃないのですよ。あなたのおっしゃるところによつても同じ条件なのに、左方の組合は呼んで片方は呼ばぬのは、どういふわけだ、こう聞いているわけですよ。

○江口政府委員 竹林君は現在総務課総務係の職員でございますので、こういう場合には大体総務係の担当事項になりますので、竹林君は参加したもと思ひます。

○荒木(安)委員 それは次長、詭弁ですよ、あなた。ここに出てゐる。それじゃ総務課全部出てゐるかというところ、このときには総務係は出てゐないんです。だから、あなたが一番初めにおっしゃつたように、第二組合の人をずっとごっそり連れていって、そしてめしを食わせて、マージャン大会をやつた、それがあつたままの形でしょ。

これは五時までは勤務ということになつてゐるけれども、その点はどうしたのですか。

○江口政府委員 こうした会合の場合に、総務課あるいは総務係の全員が必ず出席するといふものではないと思ひます。総務係の仕事はかなり

広範囲の仕事を持っておりますので、当然、総務係長等は留守番をするとか、あるいは総務係のその他の係員等につきましても、当然、留守番をする者と、それからある業務に携わる者と、両方あつてしかるべきものかと思ひます。

それから後半のお話でございますが、手続的には若干問題がございましたが、この二時以降の分につきましては、休暇の手続が行なわれております。

○荒木(安)委員 それはあとでやつたのでしょ。事が公になつて、さあこれはたいへんだというところで、まことに醜いあと始末をしたじやないですか。いまあなた、休暇休暇とおっしゃつたけれども、このときに休暇をとつたのですか。それはどうですか。

○江口政府委員 私どもへの報告では、当日の行事が早く済みまして、その後の行事に移る。行事といふものでは、中身はプライベートな行事という形になるわけでございます。その際に、署長から総務課長に対して、休暇の手続をとるようにと指示をしたというところでございまして、が、事實は、御指摘のとおり、総務課長のほうの事務の手おくれになつて、かなりたつてから正式の手続が踏まれていることは事実でございますが、私どもの確認したところでは、署長から口頭でもって、後刻手続をとるようにと指示をしたと指示したというふうに報告を聞いております。

○荒木(安)委員 それでは、署長が第二組合の人を集めて、君ら、いまから年休をとれよ、マージャン大会をやるから休暇をとれ、こう言つたといふのですか。あとの事後処理じやないですよ。署長がそのとき一体どういふ処置をしたか、これを聞いてゐるのです。

○江口政府委員 総務課長に、先ほど申しましたような指示を与えておりますが、後ほど、かなり時間はたつておるわけでございますが、総務課のほうから……

○荒木(安)委員 いや、あとじやない、当日その場でどうしたかということ。

○江口政府委員 各人にはそのときは指示をいたしませんで、総務課長に、後刻手続をとるよう指示をしたという報告を聞いております。

○荒木(安)委員 それでは、休暇を請求する本人の意向はどうなりますか。休暇というものは、それと云われてとるものじやないでしよう。休暇を請求する者の労働基準法上の請求権じやないですか。本人がとるかとなぬかわかりませんが、署長がかつてに総務課長に、これはあとでみんな休暇にしておけよ、こう言つたといふのですか。

○江口政府委員 次の行事に移ります際に、報告によりまして、総務課長は署長に対して、参加者全員について年次休暇の手続をとりたいといふふうに申し出たところ、署長は、そういう手続は当然のことである、しかし、場所が署内ではございませぬので、事務手続は後日早急に行なうよう指示をしたといふふうに報告を受けております。

○荒木(安)委員 ちょっと話がよくわかりませんね。だれがとれと言つたのですか。署長がとれと言つたのですか。それとも、請求権者が自分ですの場で、わしらみな休暇にしたい、こう言つたといふのですか。

○江口政府委員 総務課長のほうから、全員これから別な行事に入るといふことで、休暇の手続をとるべきだといふことを事務的な立場で申しただけでございますが、署長はそれに対して承認を与え、後日手続をとるよう指示をこれに對して与えたといふことでございまして。

○荒木(安)委員 それは、次長、事實の経過として、年休の承認を見たつて、大きな問題になつた二月十二日からあとに、あつてて休暇承認簿に書き入れておるでしよう。それまで自分でもとりたいと思つた人の休暇はちゃんと記載がありますよ。しかもあなたの話だつたら、組合員でもない課長のほうで、休暇をとりなさいと言つた。全然組合と関係のない反対側の人が、あなた方休暇をとりなさいといふようなことを言つ

た。しかも、その会合の趣旨であるマージャン大会にみんな参加することがわかつてゐるというのでしよう。それでは、二十人ほどの人が時間中に、これからわしらこういふことをしたいのだ、そろつて休暇にしてくれぬかと言つたら、これは承認するといふたでまゐるものでしょうかね。全国税の者が、いまからそれじゃ組合の会合をやからみんな休暇を承認してくれるか、こういふことになる、これはとても同じわけにいかぬでしよう。だから、この署長の扱ひは、明らかに第二組合に対して便宜供与をうんとはかつてゐるじやないですか。だから、結果として処理の早いおそいとか、そんなことはいろいろありましよう。しかし、そのときの署長の行為は、集まつた第二組合員のほうに便宜をはかつた、この事實は認めますか。

○江口政府委員 私どもは便宜を与えたといふふうには解釈しませんで、おそらく初めの、先ほど申し上げました意見交換座談に相当時間を要するものと思つたものと思ひますが、それがどの程度の時間を予想したかは、そこまでではつゞらぬに調べておりませんが、たまたまその日は早く済んだといふことで、次におそろく予定しておつたと思われまふマージャンに入つたものと思ひますが、その場合に特に便宜をはかつたといふことはなしに、やはり親睦の機会を持つといふ趣旨でもつてそういう計画をあらかじめ立てておつたものと思われまふ。その場合に、もちろん午後後の部提に立つておりますので、ほかの事務系統に支障のない範囲内という判断が当然あつたものと思われまふ。したがつて、第二組合という特定のものを取り上げて特に便宜をはかつたといふ御指摘でございますが、私どもはそう受け取りたくないわけでございます。

○荒木(安)委員 それはあなたのお立場上、受け取りたくないでしよう。しかし、事實を見れば、この関係の事案を知つてゐる人なら、みんなすなおに考えれば、第一組合に同じような扱ひを

するかというのです。現にここでは、これも現場の関係で話が出ておられますけれども、名古屋から一時間半以上もかかる、子供をかかえた税務職員の人、肝炎でからだのぐあいが悪いから、もう少し近いところへかえてくれといった、何年も要求しているじゃないですか。にもかかわらず、全国税の組合員であるという理由で、そのことは聞かずに、ここのほうは時間中に二十人も寄せてマージャン大会をやる、めしは食わせる、休暇をとったかどうかという助言までしている。これは、長官、いかがですか。ほかに例がありますか、まず一番最初に取り上げたこの例について、いま次長はあんなふうにおっしゃっているけれども、やっぱり外から見ればどうかということなら、正すべきは正し、誤解を受けないようにしていく、そして職場の中で民主的な税務を執行していく、こういうような機運を盛り立てていくようにしなければ、これはいろいろな言いわけをして無理を通すというようなことでは、よいい矛盾が激しくなってくる、私はこう思いますが、いかがですか。

○近藤(道)政府委員 刈谷税務署におきましてそのようなことがあったということは、実は前から知っておったのですが、それが一つの組合の所員だけであったということは、実は私、先ほど先生がおっしゃって初めて知りました。ような次第で、私もといたしましては、組合によって差別をするというようなことはおよそ考えておりません。また、そういう運営をするつもりはございません。

○荒木(宏)委員 そこで、そういう立場から本件を見ればどうかと、こう聞いています。一般的な差別をするという方針でなくて——そんな差別をするという方針があったらたいへんですからね。そういう方針にもかかわらずこういう事態が起こっている、これをどう見て、どういう処置をされるか。だから、いま指摘したような事例については、正すべきものは正し、そしてこんな遠隔から通って困る、仕事にもさわると言

ていることについては、それは要望をいれて直すということでは、これは筋の通った話だと私は思う。この件についてどうごらんになりますか。

○近藤(道)政府委員 本件につきましても従来私の知り得ました報告では、組合という問題は一つも出てきておりませんでしたので、ただいま御指摘もございましたので、そのような点について特別認識をいたしたかどうか、私としてもよく調査をしてみたいと思います。

○荒木(宏)委員 これから調査という話ですか、長官。これはぜひいふんと現地で問題になって局長交渉までやり、この間から参事官に何回も来てもらって話をしておるのです。これから調査というのじゃ少し問題じゃないですか。きのうきょう起こった話じゃなくて、いまお話をしておる外形事実とは認められた、その認められた事実についてあなたはどうか思うか、こういうことです。

○近藤(道)政府委員 従来から、その担当者からの報告によりまして、組合を差別して、特に第二組合を優遇するためにやったというような事実では全くないというふうな報告でございましたので、私も全くそのとおり、およそその組合による差別ということとして全くとらえておりませんでしたので、ただいまそういう御指摘もございました。そういう角度からもう一度検討してみたいと考えております。

○荒木(宏)委員 組合という角度で聞いたのは、いまが初めてだ、こういう話ですから、それじゃ、私もが問題にしておるのはそういう点ですか。これは事実としてはっきりといま認識していただきたまね。全部第二組合員だ。それに、休暇をとってさしたらどうかというようなことまで言っている。全国税の組合員が同じことをしたら、じゃ、署長はそのとおりするか。それはいかぬでしょう。どういうふうな想像されますか。だから、その件でそういう角度であらためて検討しなかつた、事実関係がわかればすぐわかるはずなんです。何もむずかしい問題じゃないでしょう。組合の差別、全国税に対する不当労働行為、不利益

扱いですね。いま私は坂本君の例を出しましたけれども、そういう角度から見れば一体どう思われますか、長官。

○近藤(道)政府委員 卒業後四年までの全員ということで集めたというふう聞いておられます、たまたまその卒業後四年の刈谷署の若年者の中には、一人も先ほど来言っておられます全国税の加入者がいなかったというふう聞いておりましたので、そうである限り、特に差別をしたという事実はなからうというふうに考えております。

○荒木(宏)委員 今度は何ですか、先ほどは調査をすとおっしゃって、そしていますぐにわからぬのですかと、こう言えば、たちまちにして、それは差別じゃない、こうおっしゃる。そんなに事は簡単なことじゃないでしょう。いま調査をすとおっしゃるから、検討の方向ということでお尋ねしたのですけれども、この問題については、この署長の行為がこのままでよかつたということじゃないんでしょう、はっきり言って。

○江口政府委員 手続の問題でございますから私からお答えさせていただきますが、時間の長短は別といたしまして、初めからこういう事態を予想した行事であるとするならば、少なくとも手続上の問題は、事前に、予定された内容について打ち合わせをし、あるいは関係者の了解を得ておくということが、一般的には最も正しいわけでございます。したがって、本件につきましては、事後の総務課長の意見もあり、署長がそれに対して承諾を与えておるわけでありまして、実際の手続がかなりおつておるということについては、適正な処理とは思いませんので、これは十分注意をしなければならぬと思っております。

○荒木(宏)委員 これは次長、長官も、いまあなたはそのようにおっしゃるけれども、問題になつて取り上げられて、二月二十六日ですか、署長ははかへ飛ばされておるじゃないですか、名古屋の局付に。しかも、二月二十六日といえば、申告の一番忙しいときでしょう。そのために、還付金請求処理だつて、何千枚というものを、署長が

かわつたためにみな書き直さなければいかぬ。やっぱりこの件に関係しておるわけですから、その転動という辞令は、ですから、先ほどおっしゃったようにもう一度よく調査をして、そして責任のある答弁をこれについてはしていただきたい。

ほかに関連がありますから、続いて同じような事例を指摘をして、あわせて検討されることを要求しますけれども、同じ一月の初めに、東京国税局の佐原税務署で、第二組合の組合員が脱退届けを出した。ところが、その届けを出したすぐそのあとで課長と係長に呼ばれている話を書かれた。しかもその日の夕方には前からの友人をほかの税務署からここへ呼び出して、そしていろいろ、脱退するな、全国税に入るなというようなことを言っている。こういう事例が報告されておりますけれども、そのことは長官は御存じですか。

○近藤(道)政府委員 聞いております。

○荒木(宏)委員 このときには、課長と係長は、この脱退届けを出した人に対して一体どういうことを言つたんですか、どういう立場から。

○近藤(道)政府委員 個々のこまかいことにつきましては次長からお答え申し上げます。

○江口政府委員 御質問を確認させていただきます。から御説明申し上げたいと思いますが、葛飾の会計係長の酒井君の問題でございますが、佐原の署の総務課長から葛飾署の総務課長に午後三時ごろ電話が参りまして——たまたま佐原の総務課長がカウンセラーという職務を分担しておりますが、自分の部下の中にカウンセリングをすべき職員が一人あつたわけでございます。この職員につきま

ておつたといわれております酒井君が葛飾の署におられますので、先輩として彼の悩みを聞いてやつてくれ、聞いてやつてほしいということ、いま他署に出ておられますので、総務課長から総務課長あてに、酒井君を佐原署のほうによこしてくれという依頼をしたわけでございます。ところが、たまたま酒井君のほうは会計の事務が残つておりましたので、事務が片づくまでは出にくい

か、たまたま酒井君のほうは会計の事務が残つておりましたので、事務が片づくまでは出にくい

はつきりと本人から、そういうことがあったんだ。課長も係長もやっているんだ、こう答えているんですから、しかもその前に脱退届けが出て、加入届けが出ています。ちょうどその間にはさんで、サングラスみたいのに、連れて帰り、引っぱっていく、呼んできてぎゅうぎゅう懸ぎゅうぎゅうやっているわけですよ。いわゆるカウンスラーなるものの中身というものは、だれが考えたってわかるじゃありませんか。ですから、このことは、これももっと徹底的に事実を調査して、責任のある回答をここに出していただきたい。これはよろしいですね。

もりはいまは持つておりませんが、必要とあれば、またいつでもそういう措置をとりたいたいと考えております。

○荒木(宏)委員 それはだめですよ。現にこれだけ起っているのですからね。その問題について再度調査をして、明確な回答の措置を責任をもってとらねたい。よろしくごさいいますか。

○近藤(道)政府委員 はい。

○荒木(宏)委員 では、念のために、回答の期限と回答の方法を明らかにしていただきましょう。

○近藤(道)政府委員 先ほど来お話がございまして、その辺の調査がいつでございまして、期限までにはつきり申し上げられませんが、できるだけすみやかに検討をいたしてまいりたいと考えております。

○荒木(宏)委員 こういったことが常に、これはいかぬといわれながら繰り返して起るのには、一番基本にやはり国税庁の労働対策というのですか、全国税の労働組合を敵視する、労働者の基本権を否認する思想がもとにあるのじゃありませんか。私はどうもそういうふうな思えてならぬのです。現に税務大学校でやっておられる教育の中に使われている解説書などでも、労働者の労働基本権については、いまだに、昭和二十八年のあの国鉄青森機関区事件で出された最高裁判決、これが最高裁の労働基本権に対する態度である、こんなことが載せられておる。労働基本権の問題については、あなたも御承知のように、すでに最高裁でその後全通中郵の判決があり、東京都教組の判決があり、ほとんど基本権を認める方向で起っていることは御承知のとおりです。こういったことはすみやかに改めるべきだと思いますが、この点はどうですか。

○近藤(道)政府委員 特に不当に組合によって差別をするというようなことは全く考えておりません。

○荒木(宏)委員 しかし、現に税務大学校で使っているテキストには、いまだに昭和二十八年のとき

の判決を載せているじゃありませんか。それをそのまま続けておくのですか。それともそれを改めるのですか。

○近藤(道)政府委員 二十八年に載せております何の文章でございましょうか。いま御指摘のありましたのは……

○荒木(宏)委員 これは昭和二十八年に出された最高裁の判決です。

○近藤(道)政府委員 教科書の中にその判決の文章をそのまま載せていることについて、それをそのまま続けるかどうかという趣旨の御質問でございましょうか。

〔委員長退席、大村委員長代理着席〕

○荒木(宏)委員 労働者の基本権については、一体それではどうお考えになっておられるのですか。二十八年に出された反動的な最高裁の判決、これはその後変更されているのでしょうか。そのことをよもや御存じないとおっしゃらぬでしょう。

○近藤(道)政府委員 教科書の中にその判決がそのままの形で引用されておられますかどうか。あるいは歴史的事実として引用しているかもしれませんが、載っておるかどうかのことは、後刻調査をいたしてみたいと思います。

○荒木(宏)委員 それでは、きょうお見えの庁の関係の方は、二十八年の労働者の基本権を否定した趣旨の判決がいまも税務大学校の教育に使われている、その後、そんなのは間違いだとはっきりいわれた都教組の判決や全通中郵の判決は、これは教材には使わないんだ——こういうふうになつていくことも知らぬとおっしゃるのですか。

○近藤(道)政府委員 先ほど申し上げましたように、教科書の中にどういう形で取り上げられておられますか、後ほど調査の上御回答申し上げたいと思います。

いうふうにお思ひになりませんか。

○近藤(道)政府委員 どういう形でその判決を引用しておりますか、ただいま手元に資料がございませぬので、後ほどその判断もあわせて御報告申し上げます。

○荒木(宏)委員 ですから、引用の形を申し上げておるのです。労働者の基本権については、最高裁判決でかくかくと判示されておるから否定されております、歴史的経過としてこういうふうな過程をずっとたどつてきて、労働基本権は拡大されておるのですよ。こういうなら、これはある意味では客観的事実ですよ。それだけを取り上げて、否定されておりますよというふうに書いてあるのだから、これは改めるべきではないでしょうか、こう言つておるのです。

○近藤(道)政府委員 もし、ただいま御指摘のとおり形で引用されておりましたら、当然改めるべきであると考えております。

○荒木(宏)委員 では、この点も早急に御調査をいたして、前の諸件とあわせてすみやかに責任のある回答をいただいて、是正の措置をとられたい、こう思いますが、大体これらの結果、労働者の団結権、基本権を尊重せず介入を続け、しかも冒頭に言いましたように事務量はほとんどふえておる、その結果、職場の健康状態、国税職員の健康状態についても、これは非常に思わしくない状態が出ています。

私はそのことに関連して伺いたいのですけれども、健康管理者というものが職場にありますね。この健康管理者は、現在国税庁としてはどういう組織単位に置かれていらっしゃるのか、そのことをお伺いいたします。

○近藤(道)政府委員 各国税局単位に置いております。

つのことについて御説明いただきたい。

○中村(博)政府委員 まず、健康管理者の置かれます趣旨でございしますが、これは職員の健康障害を防止するため、あるいは職員の健康保持、増進のための指導教育とか、あるいは職員の健康診断の実施、その他いろいろございまして、終局的には職員の健康障害防止、職員の健康安全を増進するというふうなことで置かれておるものでございします。

なお、どの範囲の組織に置くかということにつきましてはいろいろ問題がございしますが、やはり一つのコンパクトな体制として、そこでいま申し上げましたような健康管理者が十分に職員の健康保持のための措置を講じ得る単位、こういうことを考えてございまして、たとえば、先ほど国税庁のはうからも御説明がございましたように、いろいろな、たとえば国税庁におきましては、本庁、税務大学校あるいは国税局、文部省におきましては、国立大学のそれぞれというように、適当だと思われる単位をセツトいたしましてこれを規定いたしておる、こういうふうになっております。

○荒木(宏)委員 人事院のほうにも一言伺いたいのですけれども、たとえば労働省などでは、労働基準監督署や公共職業安定所、つまり一番末端の出先機関といえますか、たまたまとしてはその単位に置かれておりますか。建設省などでも、出張所やあるいは地方の事務所や置かれておりますが、いま御説明のような、健康状態を把握してそれを管理するということになれば、組織区分としては、できるだけ行き渡るような形であるべく、あまり上のほうでばつと一つ置くよりも、ずっと直接現場の職員に密着し得るような組織単位で置かれるほうが好ましいんじゃないでしょうか。

○中村(博)政府委員 先生御指摘のように、なるべく下へ下げるといふことは望ましいかと思ひますが、この健康管理者の置かれた趣旨、それから他の役所、たとえば労働省でありましたか、あるいは農林省でありましたか、こういったところではどういう組織単位に置かれているか、その二

られるべきだと思います。したがって、たとえ労働省の場合に、安定期、監督署までいってある、あるいはその他の省でいってないところがある、こういうような場合に、一がいどれがいというところは必ずしも言えない、かように考えております。

○荒木(宏)委員 まあいろいろの観点ありましょうね。しかし、どっちにしても、全国に一人おると、現場にずっとおると、たとえば、あなた、国税職員の場合どうです、どっちがいいと思うのですか。

○中村(博)政府委員 たとえば国税職員の場合とおっしゃいましたけれども、その状況につきましてもよくわかりませんので、いま先生がおっしゃいました御趣旨に沿っていきますと、全国でただ一人ということば、私は健康管理のためにそれは好ましくないと思います。

○荒木(宏)委員 もう一言お伺いしておきましよう。

東京国税局では約一万三千人余り職員がおりますが、ここには国税局単位で一人だということになりますれば、国税局単位で一万何千人に一人というのは、これは好ましい状態だと思われませんか。

○中村(博)政府委員 健康管理者は、その場合確かに一人かと存じますけれども、その健康管理者を補佐して職員の健康保持のために仕事を担当する者が置かれるわけでございまして、したがって、単に形式的に健康管理者の数だけでその善悪を論ずることは私にはできないと思ひます。

○荒木(宏)委員 これはしかし、何じやありませんか、健康管理者というものを認めた趣旨からいえば、幾らでも補助者がいれればいいということなら、何もあなた、現場の末端に置くべきだということなきまなかついていいじやありませんか。みんな補助者でいけるなら、労働基準監督署だって、食糧事務所だって、一々出先に置かなくなつて、たとえば地方単位で一人置いておいて、あとは補助者でいいということになりますか。しか

し、それじゃ行き届かないから、末端のほうにずっと置きなさい、こういうことになるんじゃないかと思ひます。制度の趣旨からいえばそうじやありませんか。

○中村(博)政府委員 制度の本旨からいえば、確かにいま先生の御指摘のとおりです。なるべく多く置いたほうが望ましいこと、あるいは各官署単位に行き渡ることが望ましいということは言えるかも知れません。しかし、まあこれは各官署いろいろ事情があるようでございまして、その点は補助者をもつてどの程度これをカバーするかというところで、これは具体的事情に沿ってきめられるべき問題ではなからうか、かように感じております。

なお、健康管理者と補助者は一体でございまして、補助者であるからその責任は果たせないというふうな構造には私も考えておりません。

○荒木(宏)委員 国税庁の長官にお尋ねします。いまお聞きのような人事院の御説明を伺ったのですけれども、一般的に言いますと、ずっと十分行き届くほうがいい、しかし、各省庁によつてそれぞれ事情もあるだろう、こういうことなんですか、いま例としてあげました東京国税局で一万数千人でただ一人、これは、ずっと仕事がふえて、そうしてこの法案審議の中でもいろいろ言われましてけれども、いろいろ国税職員の人が事務として御苦労がふえておるときに、もつと健康を保持し職場を明るくするために、これはもつとちゃんと組織を細分して行き届くようにする方向で考えるべきだ、こう考えますが、いかがでしょう。

○近藤(道)政府委員 ただいま人事院のほうからお答えいただきましたように、できるだけ大ぜいの人の目によつて職員の健康管理が維持されるということが望ましいことは、原則論としてはもちろんそうだろうと思ひます。ただ、これも人事院からお答えいただきましたように、責任者は一人でございまして、担当職員はある程度ござい

ます。

〔大村委員長代理退席、委員長着席〕

それから、東京国税局管内の一万三千人を見守りますためには、それぞれの税務署におきまして嘱託医制度というものがございまして、その嘱託医がまた税務署の署員の健康を見ております。そういうようなこともございまして、まずまず現在の状況でうまくいっていると思ひます。

なお、健康管理という問題は非常に大事な問題でございまして、特に国税職員の仕事の特性からまいりまして、健康保持のための施策というものは、私どももいたしまして極力努力いたしてまいりたいと思ひます。

○荒木(宏)委員 特にこれを税務署の単位に置くことはそんなに不都合がありませんか。私は、その気遣い—予算の問題とか、いろいろ事務処理の問題とかありましようけれども、しかし、ほんとうに健康を守ろうというところでやられるならば、これはそういう方向で進めるべきだし、置くことにそういう意味での支障はないと思ひます。ですから、先ほど来、調査の結果を伺うという約束を幾つかいたしておりましたけれども、これもひとつ検討して、一体何が障害なのか、その障害を除くするためにどうしたいのか、健康管理者をふやすという方向で早急に検討して、あわせて回答をいただきたいと思ひますが、そういう約束はいただけませんか。

○近藤(道)政府委員 ただいまお答え申し上げましたように、各署ごとに嘱託医を置きまして、これでやっております。なお予算の関係その他もございまして、これをさらに拡充するということは、現在では困難かと思ひております。

○荒木(宏)委員 いや、その方向で検討することができないか、こう言っているんです。

○近藤(道)政府委員 先ほど来申し上げておりますように、健康管理というものは大問題でございまして、検討は絶えず続けていきますし、いまおっしゃいましたようなことにつきましても、検討いたして御報告申し上げてっこうでござい

す。

○荒木(宏)委員 事は、憲法で保障された労働者

の労働基本権の問題ですから、すでに十年前に国会で問題になって長官が通達を出されたというふうなことになるから、私どももこの問題は「一そう」きょうは時間の関係でこの程度になりましたけれども、なおほかの事案を取り上げて当局の不当労働行為についてはきびしく追及し監視をしていくつもりですから、先ほど言われた回答は、誠意をもってすみやかにいたしたい。それとともに、こういう不当労働行為あるいは健康管理に背を向けるような処置、そういうようなことはきっぱりやめて、そうしてほんとうに保健と安全保持のために処置されることを強く求め、私の質問を終わります。

○鴨田委員長 広瀬秀吉君。

○広瀬(秀)委員 最初に政務次官にお伺いします。今日政府みずからも、これからの日本の経済、財政政策の向かへべき道を、活力ある福祉社会への転換ということを大上段に振りかざしてあるわけであります。まさにそのとおりであらうと思うわけであります。それが必ずしも予算の面ではあるいは予算を裏づける法律案の面で完全には生かされておらない。そういうところが今日日本国民の大きな不満が渦巻いている原因だと思ひ

わけでありまして、そこで、税制面で福祉社会というものを税制とのかかり合いにおいてなされる場合には、一般的に政府のおっしゃることは、高福祉高負担である、これから高福祉社会に持つていくんだ、だから国民は高負担を覚悟せよ、こういう言い方が一般的になされておるわけであります。そういう言い方が、いかに現実をそぐわない、それぞらしいものにして国民に聞かれない。まさに低福祉高負担ではないか。されば、これから何年か先にはかくかくの高福祉の景観があるんだといううなところについて、何ら計画的なものではない。建設関係、土建関係といううなところでは、道路計画、道路整備十カ年計画とか五カ年計画とかいうのは次々に出てくる、あるいは空港整備等もそ

うだらうし、あるいは新幹線の建設といううな

ことでも、そういう建設計画というものは、
ほとんど長期の計画であらうから出てくる。
それに比較して、社会保障、社会福祉とい
うようなものについて、そういう計画はほと
んど欠如している。なかにひとしい。こうい
うところ非常に問題があるわけでありませう。

そこで、次官にお伺いしたいことは、そう
今日の情勢を踏まえて、減税ということと高
福祉という一いわれるわけが言う減税です。
われわれが言う減税、これは公平な税制とい
うものをいふわけが、勤労大衆といふもの
か、勤労国民といふものか、そういう大衆に
対しては減税を行なっていくことなんでしょう。
こういう意味での減税といふものと、福祉
の実現といふことは矛盾しないものであるとい
う考えを私も持つわけだけれども、その点に
ついて、減税問題といふものと福祉の問題を
あなたはどうお考えになっておられるのか、
その辺のところをまず伺いたいと思ひます。

○山本(幸)政府委員 これからわが国が福祉
国家といふ方向をとらなければならぬ、社会
保障を今後前進をして、われわれ国民がほ
んとしにしようといふわけが、それなるとい
う一つの曲がりかたである、そういう転換、
あるいは思想の転換を求めているかなけれ
ばならない時代になってきた、こういうこと
は、私はいまや常識になってきたと思ひます。

そこで、おっしゃる通りに、高福祉を実現
するためには、近代国家としてやはり相当
の資金調達をしなければならぬ。資金調達
の方法は一体どうするのだというところは、
これからの私は非常に大きな課題だと思
ひます。その中にあっては、一体税をどう
取るかという役割を果たすのか、また、そ
の税をどうの税制の仕組みといふものを一
体どう考へていくのかといふこと、これも
やはり福祉をどう考へていかなければなら
ぬ時代になってきたと私は思ひます。

そこで、社会保障の面でそういうように
いく上において、いま国の支出におきま
しただんと振りかえ支出がふえてきてお
る現況にありませう。したがって、この税
といふものと、それから今度は財政の面
で一体どういう福祉を国民にわたらすの
かといふ、そういうことと両面考へ合
わねばならぬと考へます。したがって、そ
ういふ観点からすれば、歳入の面におき
ましても、これはたいへん理想めいた、
原則めいたこととおそれ入りますが、や
はり負担力のあるところから公平にひと
つ御負担を願うという原則には、いつの
時代にあつても変わりはない。そういう
税の公平、あるいは負担力のあるところ
でひとつ負担をしてもらふといふことを
できるだけ考へていくという過程にお
いて、働く者が正しい負担をしていく
という姿を実現していく。それが減税とい
ふことにつながるのか、あるいは福祉が
非常に高くなつてきて、全体として非
常な福祉、社会保障の前進がある場合に
は、ある程度私は場合によつては高負担
といふ場合もあり得ると思ひます。そう
いふ意味からは、要するにバランスのと
れた社会、そういう税といふものと社会
保障といふものの関係といふものを考
へていくべきではないであらうか、こう
いふふうにお考へいただきたいと思います。

たいへん抽象的な理想的なようなことを
申し上げましたが、考へ方としてはさうい
うことではないであらうか、私はさう思
ひます。いだらうか、私はさう思ひます。
○広瀬(秀)委員 端的に聞きますが、減
税をするといふことは、やはりそのま
まそれは福祉の一環である、さういふこ
とはお認めになりますか。
○山本(幸)政府委員 先ほど来お話し
のように、社会保障なり社会福祉の長期
計画がないといふお話、全くさういふ
長期計画を今後につくっていくか、な
ければならぬ、さういふ長期計画の土
台の上に税制といふものを立てていか
なければならぬ、あるいは減税といふ問
題も考へていかなければならぬ、要は
勤労者階級の人たちが社会全体から見て
公平な負担をしていく、さういふ考へ
方に立つべきであつて、ただ、その減
税といふことばの意、味あるいは内容
といふと非常に不明確だといふ議論も
だいたい前からここでも行なわれて
いたが、要は、さういふ社会の組み
立て、仕組み全体の中でさういふ公平
な、そして相応した御負担をしてい
たいといふ考へ、さういふことであ
らうと私は思ひます。

○山本(幸)政府委員 端的に私は伺
つたのですが、端的な答えがなくて、
回りくどいお答えになつていくわけ
ですが、生活優先、生活を大切にす
る政治、福祉向上の政治、さういふ
ものの中、何といつても、生活を向上
させるというの、可処分所得を大衆に
よけい保証していくといふことだと思
ひます。可処分所得とは、収入の中
から、給与所得者の場合には税金、公
的負担、さういふものを引いた残りが
可処分所得になるわけであつますが、
その可処分所得をふやすといふことは、
やはりこの生活向上につながるし、
福祉向上につながるのだ、さういふ
立場で考へて、勤労大衆の生活向上
といふことでは、やはり減税を行なう
といふことが福祉の一環である、さ
ういふことは当然認められてしかるべ
きだと思ひます。

○高木(文)政府委員 所得税の減
税と福祉の見地からの関係について申
しますと、わが国の経済は非常に弱
く、したがって、いままで負担が非
常に重かつたわけがございませう。
したがって、先般御指摘のように、課
税最低限等につきましても、生計費等
とすればその段階から、若干余裕を持
つ段階に入りつつあるわけがございま
すが、そのようにして、いわゆる課税
最低限にいわば近い階層といひます
が、さういふ階層につきましても、若
干の余裕を持つてくるといふことは、
それはそれなりにレジャーなり何なり
を求める余裕が出てくる。これはなく
て、むしろいいことでは決して悪いこ
とではない、それによつて貯蓄可能性
がふえてくる

いふことになれば、今日の日本の一般
の庶民としては、フローはだいたいよ
くなつたけれども、ストックがはなは
だ不十分だといふ現況から申しま
すと、そこに何がしかの余裕が出て
くるといふことでありまして、さうい
ふ意味におきましては、所得税の中小
階層の減税といふものは当然福祉政
策につながるものと思はれるわけで
ございませう。ただし、所得税の納税
をしていただいてない、その下の階
層があるわけでありまして、その階
層については、もつぱら歳出面を通
する福祉政策によつて対策が考へら
れるわけでございませう。その辺の
ところは、所得再分配機能から見ま
してどの辺から負担を求めるか、そ
してどの程度に求めるかといふこと、
そしてそれを歳出を通じてどのよう
にしてさらに低い階層の社会保障制
度に向けていくかといふことござい
ませう。そのあたりはたいへんむず
かしいと思ひますが、一般的に申し
ますれば、低所得層の負担をなお今
後軽減を続けていくといふことは、
福祉政策の一環として当然あるべき
ことではないかという感じが私には
持つております。

○山本(幸)政府委員 この経済見
通しによると、昭和四十八年度の
見通しでは、国民総生産は百九兆二
千五百億である。これに対して個人
消費支出は五十五兆八千五百億、こ
れは五〇・八六%になります。四十
七年度は九十三兆八千五百億に
対して個人消費支出は四十八兆五
千億、さういふことになって、比率
としては大体見合う程度のところ、
約五二・五%といふところでありま
す。これが国民総生産に占める諸外
国の比率は、先進諸国、アメリカ
でもイギリスでも、あるいは西ド
イツ、フランス等においても、こ
れはさういふ六〇%程度になつて
いることは御承知のとおりだと思
ひます。さういふことでは、日本の
場合にこの個人消費支出が五〇%程
度である。かつて日本でも、昭和
三十五年あたりには五八%程度の
個人消費比率で、五八%からだ
んだん下がつて、経済の高度成長、
GNPの飛躍的増大に逆比例して下
がってきていたといふことが現実
の姿になつていくわけが

ところが、今日の経済の高度成長が庶民大衆の暮らしを豊かにするというところにストレーンに結びつかない、そういうような大きな問題点を象徴的に示す数字であろうと思うのですが、こういう問題について、やはりこの個人消費支出の比率というものをマクロ的には上げていくんだという立場、そのことの環として、やはり税制において国民の九七、八%を占める勤労大衆というものの可処分所得がふえることによってこの比率というものがやはり上昇に転じていく、この比率が上昇に転じなければ、これはもう福祉国家、生活優先というような国への転換というものはなされない。少なくとも毎年一%なり二%なりは必ず個人消費部分がふえていくというような、この五〇・八六ぐらいで低迷をしている、ときには五〇%を切るうかという状況というものを改めなければならぬと思うのです。そういう角度からいっても、やはり勤労大衆に対する減税というのは非常に大きな意味を持っている。こういうような立場というものを私は政策当局として主税当局も持たなければいけないだろうと思うのですが、その辺のところをどのように御認識になって、その辺を税制面からも変えていくということを考えるべきが必要が大いにあるのではないかと、こう思うのですが、いかがでございますか。

○高木(文)政府委員 ただいまの点につきまして、経済社会基本計画の中におきましても、ただいま御指摘になりましたように、「過去十年の間に個人消費支出の国民総支出に占める割合は五六%から五一%へと五ポイント低下したが、この計画期間中の個人消費支出の伸び率は、社会保障の積極的な充実などの影響により経済成長率をわずかながら上回るものと見込まれる。今後の五年間は、国民総支出に対して個人消費支出が相対的に縮小した段階から、相対的拡大に向う段階への転換期にあるものとみられる」ということを、経済構造の問題の一つとして掲げておるわけでございます。これは非常にマクロの見方でございますので、これと税のあり方との関係等についてはなお

いろいろ検討しなければならぬわけでございしますが、私も非常に大きな一つの目安と申します。税の制度の基本といえますか、ものの考え方、基礎をいたしましては、やはりここに示されましたような考え方のもとにおいて税についても考えていくべきであらうというふうに考えるわけでございます。

○広瀬(秀)委員 これはいま申し上げたようなマクロの個人消費支出の比率を上げるといふこと、これは政策の大きな基本でありますし、税制の果たす役割も、その面でそういう目的意識というものをはきちんと持ちながら、この減税政策というものを十分今日以後においても考えていただかなければならぬだろう、このように強く要請をいたしておきたいと思うわけであります。

次に、来年度も——来年度というよりも、年内減税をもう少しやっただらいいじゃないか、ことし、四十八年度は五・五%の物価上昇という見通しは大きく狂うのではないかと、こういうような議論のもとに、物価調整減税というような立場を踏まえて、減税を年内にもやれという基本的な要求を私も持つておるわけですが、それをここではっきり約束しろと言ってもなかなかできない立場だろうと思うけれども、少なくとも来年度減税というものをことしうちにやはりきちんと言議をして方向づけたいはしておかなければならぬといわれれば立場もあるわけですが、明年度の所得減税の最も重点を置くべき点はどういうところであるか、このことをやはりこの際はっきりさせておいていただきたい、こういうふうに思うわけですが、局長、いかがですか。

○高木(文)政府委員 先般来当委員会においていろいろ御議論をいたしておりますように、やはり各種の問題があるわけでございしますが、何と申しましても物価の問題が最近非常に問題になっておりますこととの関連から申しますと、本年度あるいは前年度までに引き続きまして、人的控除の問題というのは改善という問題が今後とも——来年度に限らないわけでございますけれども、来年度

も含めました意味において、今後とも最も重要な問題の一つであらうかと思ひますし、それに伴ひまして、各所得者のバランスの問題との関係から、給与所得者の問題というものがやはり従来と同様に大きな課題になってようかと思ひますし、また、その他、所得税につきましては、先般来御指摘のように、資産性所得と勤労性所得との均衡の問題もあるわけでございまして、まだはかにもいろいろ問題はございまして、その三つぐらいのところをやはり最も大きな中心課題になるのではなからうかというふうに思っているわけでございします。

○広瀬(秀)委員 そういうお答えではなくて、課税最低限の引き上げということがやはり今日なお非常に不十分である、こういう見地でわが党の委員をはじめ野党各委員が追及をしたところだし、また与党の議員ですら、課税最低限がまだ低過ぎるではないかという追及をやられたわけでありまして、課税最低限を中心にして、やはりもっと課税の引き上げを行なうというような点を最重点にすべきだと私は思うし、また、税率の改正を行なうというようなことも含めて検討をすべきだと思ひます。

その税率の改正の問題について、これは現在最低税率が一〇%であります、かつては八%の時代もあったし、戦前等におきましては二%、四%というような税率がずっと長いこと行なわれておった経緯もあるわけでありまして、まあ課税最低限を中心にするべきだというお考え、それから最低税率一〇%というのをさらにもっときつめにかきい戦前並みのような姿にもう一ぺん戻すお考え、こういうようなものも、今日やはり低所得階層、勤労大衆が課税最低限をこえたらとたんの一〇%というようなことでなしに、五%以下の税率等を最低税率にするというようなことでよほど重税感というものが緩和される、そういう面もあるのではないかと、そういうことを考えるわけでありまして、そういう点についてどうお考えになつておられるか、お聞きしたいわけですが。

○高木(文)政府委員 課税最低限をさらに引き上げるということは重要な問題であることは、御指摘のとおりであるかと思ひますが、しかしながら、所得税の減税をいろいろ考えます場合に、どの程度課税最低限のところに重点が置かれるべきであり、どの程度、給与所得者その他の所得者との課税の公平論との関係からいって、給与所得控除等の問題に重点が置かれるべきかというところは、やはりもう少し各方面で御議論をいたさなければならぬ、四十八年度税制を御審議いただいている現在の段階で、四十九年度にどうにどういうふうにということとは、なかなか私の立場では申し上げにくいわけでございします。

それから第二に、税率の問題につきましては、先般来の御質問の中にも、現行の最低税率一〇%をさらに引き上げてはどうか、場合によつたら五%というふうにしたらどうか。昨日の当委員会においてもお答えいたしましたように、やはり飛び込み税率が一〇%であるというのは高いのではないかと、こういう御議論がございましたが、その点につきましては、私も意見をやや異にしておるわけでございまして、これは若干見解の相違がありまして、課税最低限が漸次上がつてまいりました、納税者の限界の負担能力は増加していきつたわけでございまして、その際に最低税率を現行よりもさらに下げなければならぬというふうには考えられないかと、必ずしも私も私どもはそういう必然性をそれほど強くは感じていないわけでございます。むしろ、諸外国の例を前に申しましたが、極端なイギリスの三八・七五%というような高い飛び込み税率でものごとが解決されている場合もあるわけでございしますし、日本の一〇%というのは、比較的計算が簡便であるというようなこともありまして、四十五年でございしたか六年でございしたかから引き続き採用しているわけでございまして、この問題は、先般も答弁申し上げましたように、もちろん研究課題としてはあるわけでございしますが、いま直ちに最低税率を下げなければならぬということではなくて、

どちらかといえば、課税最低限を引き上げることによって、限界負担の方について、実際問題として課税最低限のほうにウェイトを置いてものごとを考えますれば、納税者の数も減らすことができるといふことから見まして、どちらかというところ、私は、飛び込み税率の問題よりは課税最低限の問題のほうにより重点が置かれるべきではないかというように考えます。

○広瀬(秀)委員 この点はまたあらためて議論をすることにして、私は、いまの主税局長の答弁では、税率問題については不満を留保しながら、別の機会に譲りたいと思うわけであります。

そこで、勤労大衆の要求で、今日新しい所得控除をこういう点で設けたらどうかというような問題に、寒冷地手当、通勤手当、夜勤手当あるいは労働組合費等の控除、こういう問題が強い要求として今日出ておるわけです。寒冷地手当にしましても、これも生活給的な、しかも実費支弁的性格の非常に強い給与であります。通勤手当は、まさに今日の住宅事情等からいって、たとえば東京都内に例をとれば、都内のつとめ先に近いところに宅地を取得し居住するなどということは、もう労働者階級にとっては全然夢物語になっておるといふようなことで、ほとんど通勤圏が広がっておる。そしてまた運賃値上げが行なわれようとしておる。そういうような中で、一時間半以上にも通勤圏が広がってあり、そういう点ではまさにこれは必要欠くべからざる経費である、こういうことが言えるわけだし、夜勤手当のごときも、いろいろ沿革はありますけれども、とにかく本来人間は昼勤くようにできている、夜は寝るようになっていて、それをいわゆる深夜に働かざるを得ない、そういうようなものに対して、昼と夜と取り違えて、人間の生理、生活の実態といえますか、慣習といふか、そういうものをひっくり返して働かなければならぬものに対して、そしてまた、夜勤くといふことからくる危険の程度あるいは肉体的過度の異常な消耗、こういうようなものをまかなうために、かつては現物給与というようにな

とであった時代もありますが、これが夜勤手当という状態になっている。警察官なり看護婦さんなり、あるいは国鉄の職員なりというものは、これはどうしても今日の状態の中では——全世界的にはだんだんそういうものは減ってきておるけれども、やはりこういう人たちにについては、どうしたって夜勤をやらなければならぬ、人間性に反した働き方といえますか、働く態様というものが夜勤という形になってあらわれてくる、こういうものに対するわずかばかりの手当、これを課税の対象にするというようないけなないわけでありまして、現行の一定額非課税というこの限度を大幅に引き上げる、実態的にはもう夜勤手当にはほとんど課税をしないというような状況まで持っていくべきだといふように考えるわけですし、さらに、労働組合の組合費控除、これも今日、労働組合の存在理由なり、労働組合法にいうように、社会的、経済的地位の向上、そしてまた、労働組合が健全に発展することによって国の隆昌、産業の隆昌、経済の発展というようなことも期せられるわけでありまして、言うならばこれはそういうための労働者の経費である。同業組合なりあるいは商工組合などは、その事業所得者などは、そういう関係の組合に対する負担額というようものはみな経費で落とされておる。そういうことから見れば、これらの問題についても、当然これは全額所得控除の対象になってしかるべきだ、こういうようなことを私も考えるわけでありまして、これは当然早急に処置されるべき問題だと思ふが、この点のように処置されるおつもりであるか。大臣、ずっと聞いておられましたから、大臣からまずその点御答弁をいただきたい。

○愛知国務大臣 通勤手当、寒冷地手当、それから労働組合費、夜勤手当、これらの諸手当につきましては、当委員会でも審議の過程で御熱心に御意見を御出しいただきまして、その御趣旨等につきましまして、私も、御熱心な御議論の根拠あるいは考え方というものが、そういうお立場にお立ちになつての御議論としては理解できるわけでご

ざいですが、従来からの税制の立て方としては、いろいろの手当も収入であるということには違ひはないわけでごいまして、そういう観点から、個々の手当について特に控除をすることがどうかということは、税制の問題としてやはり非常に問題があるのではないだろうかというのが当局側の考え方でごいしましたこともまた御理解いただけたところと思ひます。そこで、政府といたしましては、総合的に、包括的に解決をいたしたいというふうな考え方で、課税最低限、それから給与所得控除の改善、この努力の中において何とか早い機会にそうした御要請の趣旨が生かされるように、さらに明年度以降において十分検討をさせていただきます、こういうふうな考え方でありまして次第でございまして、御了解をいただきたいと思うわけでございます。

○広瀬(秀)委員 総合的な立場で課税最低限の引き上げあるいは給与所得控除等の中で十二分に考へるといふ大臣の答弁を一応信頼して、時間がありませんものから、その点は大臣の誠意に期待をして、次の質問に移ります。

次に、退職所得控除の特例控除の問題であります。が、いわゆる非課税限度を、特例控除によつて、従来の、三十五年勤続で五百万までの退職手当に対しては非課税にするという限度を、今回の改正で八百万まで引き上げられたわけでありまして、しかし、その後、昨年暮れでありますか、人事院が、まだ民間と公務員関係の退職所得等についてほぼ見合っているというようないふことをいって、おたつたわけでありまして、再調査をいたしましたところ、民間関係の退職手当が、いろいろな名目で、退職手当と全く同性格のものがかなり上積みされておるというようないふことが、調査の結果はつきりいたしました。そういうものを背景にして公務員の退職手当法の一部改正というものが今日出されておりました、二十年以上の長期勤続者、三十五年までの者について、百分の百二十、すなわち二〇%の増額が行なわれるというようないふ事態になつたわけでありまして、そうなります

と、この八百万ということが、実はこれは昨年こゝで水田大蔵大臣からお約束いただいたことがそのまゝ実現したわけでありまして、そういう状況が間に入つたといふようなことで、もうすでに今度の改正でも追いつかない。やはり三十五年八百万まで持っていってもなお相当数の者が課税されるというふうな事態になる。私も、長期勤続者についてはやはり退職金には課税しては相ならぬという基本的な立場を踏まえながら、この委員会を通じて努力をし、主税当局も大蔵当局もその線で協力していただいておりますが、これはもう今日、日経連を含めて労使双方で、大体三十五年で一千万円まではもう税金をかけては相ならぬといふようなことで、まさに国民的合意がそういう面では成り立っている、こういうことでありますから、この点について、大臣の、これを改正する、必ず、少なくとも明年度においては改正を実現するというような御見解をここでひとつ表明をしていただきたい、こう思うのであります。が、いかがでございますか。

○愛知国務大臣 退職所得、三十五年勤続で千万円まで非課税にするという御要望につきましましては、四十九年度においてさように引き上げをはかりましたために万全の努力を払いたいと私としては決心をいたしておる次第であります。

○広瀬(秀)委員 次に、年金の非課税の問題についてお伺いをいたしますが、今日特に老齢年金というようないふものに対して——まあ老齢に達した、しかも生産活動から解放された、そしてそういう人たちに所得保障を行なう、こういう立場が年金の問題で非常に明確にされてきた段階であると思ふわけでありまして。しかも「老人は、多年にわたる社会の進展に寄与してきた者として敬愛され、かつ、健全で安らかな生活を保障されるものとする」といふ老人福祉法の思想からいいますと、この問題について、年金、これを給与所得と同じに扱っていく、現在働いている者と同じに扱っていくといふことではなしに、そういう年金については原則としてやはり非課税の方向というものを

打ち出すべきである、これこそが福祉への転換として象徴的な意味を持つものである、こういうように考えるのが、大臣の所見を伺いたい。

○愛知国務大臣 年金につきましては、非課税限度適用の面で、適用対象年金の範囲などにつきまして御意見がございまして、私といたしましてよく理解ができるところでございまして、これらの点につきましては、なお政府として検討すべき問題も少なくはないと考えますけれども、年金については給付そのものについても拡充を要すると思われまして、財政、税制全般にわたります今後前向きに取り組みたい、かように考えておる次第でございます。

○広瀬委員 ぜひともひとつ十分画期的な前進を遂げられるように要望をいたしておきます。

時間がございまして、最後の質問に移りますが、今日、勤労未成年者と申しますか、こういう人たちの税負担の軽減をはからなければならぬ状況というものは非常に深刻な問題になっていると思うわけでありますし、勤労学生控除などの関係も踏まえ、また現に、親の仕送りで大学に学んでいるというような人たちは、逆に国が一人当たり百数十万というような多額の支出をしているというように、これから勤労未成年者の所得税、特に中学卒業生、高校卒業生がその年から税金の対象になるというようにものを創設するように、これこそ福祉元年にふさわしい善政としてぜひやっていただきたい、こういうことを考えるのが、いかがでございましてか。

○愛知国務大臣 最近における初任給水準の引き上げを反映して、給与所得納税者の数が増加しております。たとえば、中学を卒業して就職した年少労働者に対して、就職の年から所得税が課税されるのは酷ではないかという批判があります。これも十分承知いたしております。所得税における応能負担の原則からいいますと、一定の所得があった場合にはその所得に応じた負担を求めることが所得税の原則でありまして、その意味からも、こ

うした問題については、本来、課税最低限の改善によって対処することが適当と考えておる次第でございますが、未成年者なり若年労働者に対してできるだけの所得税がからないようにする。それが望ましいことであるという御主張については、政府としても共感を覚える次第でございます。具体的には、未成年者控除によってこれを実現するのには、未成年者控除といったようなやり方の方ではあるいはデメリットを伴うこともあろうかと思ひますので、他の適当な方法もあわせて研究する必要があるかと思ひますが、とにかく未成年者の税負担の軽減を実現するということにつきましては、積極的に前向きに大いに努力をいたしたいと存じます。

○広瀬委員 以上で終わります。

○鴨田委員長 ただいま議題となっております各案中、所得税法の一部を改正する法律案に対する質疑はこれにて終了いたしました。

○鴨田委員長 本案に対し、日本社会党、公明党及び民社党を代表して、武藤山治君外二名より修正案が提出されております。

所得税法の一部を改正する法律案に対する修正案
正案

所得税法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二条第一項第二十三号の改正規定の次に次のように加える。

第二十一条第三十一号の次に次の一号を加える。

三十一の二 勤労未成年者 未成年者で、自己の勤労に基づいて得た事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得（以下この条において「給与所得等」という。）を有するもののうち、合計所得金額のうち給与所得等以外の所得に係る

部分の金額が十万円以下であるものをいう。
第二十一条第三十二号の改正規定中「第二十一条第三十二号中」の下に「事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得（以下この条において「給与所得等」という。）を「給与所得等」に、」を加える。

第九條第一節第一号の改正規定中「改め、」を「改める。」に改める。

第九條第一項第十号及び第十一号の改正規定を次のように改める。

第九條第一項第五号を次のように改める。
五 給与所得を有する者で通勤するものの受ける給与のうち、その通勤に必要な交通機関の利用又は交通用具の使用のために必要な額で、その者の通勤に係る運賃、費用、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法によるものに相当する部分として政令で定めるもの

第九條第一項第六号の次に次の一号を加える。

六の二 給与所得を有する者の受ける給与のうち、夜勤手当（一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十八条（夜勤手当）に規定する夜勤手当をいう。）及びこれに類する給与で政令で定めるもの（これらの勤務一時間当たりの額が、政令で定めるところにより通常の勤務一時間当たりの給与額として計算した額の百分の二十五をこえる場合においては、そのこえる額の合計額に相当する部分を除く。）

第九條第一項第十号中「による所得」の下に「その他これに類するものとして政令で定める所得」を加え、同項第十一号を次のように改める。

十一 削除
第九條第一項第十三号から第十六号までを次のように改める。
十三から十六まで 削除
第九條第二項第三号の改正規定を次のように改

める。

第九條第二項第三号から第七号までを削る。
第二十八條第三項及び第四項の改正規定の前に次のように加える。

第十三條第一項ただし書中「法人税法」の下に「（昭和四十年法律第三十四号）」を加える。

第二十四條第二項中「第九條第一項第十一号イ又はロ（有価証券の継続的取引等に係る所得）」を「次の各号」に改め、同項に次の二号を加える。

一 継続して有価証券を売買することによる所得として政令で定めるもの
二 相当数買い集めた同一銘柄の有価証券を、その所得者である地位を利用して、その発行法人若しくはその特殊関係者で政令で定めるものに対し、又はこれらの者若しくはその依頼する者のあつせんにより売却することによる所得として政令で定めるもの

第二十五條第三項中「第一号から第三号までに掲げる金銭その他の資産の交付が二回以上にわたつて行なわれた場合における同項に規定するこえる部分の金額の計算の方法その他同項」を削る。

第三十條第三項及び第四項の改正規定の次に次のように加える。

第三十三條の次に次の二条を加える。
（譲渡所得の金額とみなす金額）
第三十三條の二 次に掲げる金額は、この法律の規定の適用については、前条第三項に規定する譲渡所得の金額とみなす。

一 証券投資信託の終了又は証券投資信託の一部の解約によりその証券投資信託の受益証券を有する者に対して支払われる金額とその他の証券投資信託について信託された金額（オープン型の証券投資信託については、当該金額のうち第九條第一項第十二号（オープン型の証券投資信託の収益の分配に係る非課税所得）に掲げる収益の分配に充てられるべき部分の金額を控除した金額）のうち当該受益証券に係る部分の金額のうちいづれか低い金額が当該受益証券の取得に要した金額をこえる場

合

合

合

合

合

合

合

合

合

合

合

合

合

合

合におけるそのこえる部分の金額

二 法人の法人税法第二十四条(定義)に規定する株主等(以下この条において「株主等」という。)がその法人の資本若しくは出資の減少、株式の消却又はその法人からの退社若しくは脱退により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額とその法人の同法第二十六条に規定する資本等の金額(以下この条において「資本等の金額」という。)のうちその交付の基因となつた株式(出資を含む。以下この条において同じ。)に係る部分の金額とのうちいずれか低い金額が当該株式の取得に要した金額をこえる場合におけるそのこえる部分の金額

三 内国法人(法人税法第二十六条に規定する公益法人等及び人格のない社団等を除く。以下この条において同じ。)の株主等(以下この条において「株主等」という。)がその内国法人の解散により残余財産の分配として交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額とその内国法人の資本等の金額のうちその交付の基因となつた株式に係る部分の金額とのうちいずれか低い金額が当該株式の取得に要した金額をこえる場合におけるそのこえる部分の金額

四 内国法人の株主等がその内国法人の合併により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額とその内国法人の資本等の金額のうちその交付の基因となつた株式に係る部分の金額とのうちいずれか低い金額が当該株式の取得に要した金額をこえる場合におけるそのこえる部分の金額

2 前項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(配当等の額とみなす金額及び譲渡所得の金額とみなす金額の計算方法)

第三十三条の三 前条第一項第一号に規定する金額又は同項第二号及び第三号に規定する金銭若しくは金銭以外の資産の支払又は交付が二回以上になつて行なわれた場合における第二十五

条第一項(配当等の額とみなす金額)に規定するこえる部分の金額及び前条第一項第一号から第三号までに掲げるこえる部分の金額の計算の方法に關し必要な事項は、政令で定める。

第七十四条第二項第七号の改正規定の次に次のように加える。

第七十七条の次に次の一条を加える。

(労働組合費控除)

第七十七条の二 居住者が、各年において、労働組合費を支出した場合に、その支出した金額を、その者のその年の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

2 前項に規定する労働組合費とは、居住者が、その加入する労働組合、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第八十二条の二(職員団体)の規定に基づく国家公務員の団体又は地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十二条(職員団体)の規定に基づく地方公務員の団体(以下「労働組合等」という。)に對して支出する金額で、労働組合等の通常の業務の運営に要する経常的な費用に充てられるためのものに相当する部分として政令で定めるものをいう。

3 第一項の規定による控除は、労働組合費控除という。

第七十八條第一項第一号の改正規定の次に次のように加える。

第七十八條の次に次の一条を加える。

(寒冷地控除)

第七十八條の二 居住者が、各年において、政令で定める期間、北海道その他寒冷の地域で政令で定めるもの(以下「寒冷地」という。)に居住している場合には、寒冷地に居住することに基因して通常特別に支出する必要があると認められるものとして、居住者が居住する地域ごとにかつ、居住者が世帯主であるかどうか、居住者に係る控除対象配偶者及び扶養親族の有無、扶養親族の数その他の事項に応じて政令で定める金額を、その居住者のその年の総所得

金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

2 居住者が、各年において、前項の政令で定める期間内に、寒冷地以外の地域から寒冷地に異動した場合、寒冷地から寒冷地以外の地域に異動した場合又は寒冷地内において同項の政令で定める金額の異なる地域に異動した場合には、同項の政令で定める金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を、その居住者のその年の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

3 前二項の規定による控除は、寒冷地控除という。

第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十二条第一項の改正規定の次に次のように加える。

第八十一条の次に次の一条を加える。

(勤労未成年者控除)

第八十一条の二 居住者が勤労未成年者である場合には、その者のその年の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から二十万円を控除する。

2 前項の規定による控除は、勤労未成年者控除という。

第八十六条第一項の改正規定の次に次のように加える。

第八十七條第一項中「損害保険料控除」の下に「労働組合費控除」を、「寄付金控除」の下に「寒冷地控除」を、「寡婦控除」の下に「勤労未成年者控除」を加える。

第九十二条から第九十四条までを次のように改める。

第九十二条から第九十四条まで 削除

第九十五条第一項中「第八十九条から第九十二条まで(税率及び配当控除)」を「前節(税率)」に改め、同条第七項を次のように改める。

7 第一項から第三項までの規定による控除をすべき金額は、課税総所得金額に係る所得税額、課税山林所得金額に係る所得税額又は課税退職所得金額に係る所得税額から順次控除する。

第九十八條第一項第一号中「及び第九十二条(配当控除)」を削り、同条第三項中「第八十九条から第九十二条まで(税率及び配当控除)」を「前節(税率)」に改め、同条第四項第二号中「損害保険料控除」の下に「労働組合費控除」を、「損害保険料」の下に「労働組合費」を加え、同条の次に次の一号を加える。

二の二 寒冷地控除に關する規定の適用については、控除対象配偶者又は扶養親族に該當しない合算対象世帯員に係る第七十八條の二第一項(寒冷地控除)の政令で定める金額又は同条第二項の政令で定めるところにより計算した金額は、主たる所得者に係る当該政令で定める金額又は当該政令で定めるところにより計算した金額とみなす。

第九十八條第四項第三号中「前二號」を「前三號」に、「又はその合算対象世帯員が支払い若しくは支出した前號」を、「その合算対象世帯員が支払い若しくは支出した第二號」に改め、「損害保険料」の下に「労働組合費」を、「特定寄付金」の下に「又は前號に規定する政令で定める金額若しくは政令で定めるところにより計算した金額」を加え、「又は寄付金控除」を、「労働組合費控除、寄付金控除又は寒冷地控除」に改め、同項第六号中「老年者」の下に「勤労未成年者」を加える。

第一百一条中「第九十八條第一項第一号(合算対象世帯員がある場合の税額の計算)」に規定する合算所得税額の計算上控除しきれない配当控除の額がある場合における同項及び同条第二項に規定する所得税額の計算並びにこれらの規定を「並びに同項並びに第九十八條第一項及び第二項(合算対象世帯員がある場合の税額の計算)」の規定に改める。

第一百二十條第三項第二号の改正規定の前に次のように加える。

第一百二十條第一項各号列記以外の部分中「場合において、当該総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額からこれらの控除の額を第八十七條第

について適用し、同日前に受けるべき給与に係る当該部分については、なお従前の例による。
(夜勤手当の非課税に関する経過措置)
第五条 新法第九條第一項第六号の二(夜勤手当の非課税)の規定は、施行日以降に受けるべき同号に掲げる夜勤手当及びこれに類する給与で政令で定めるものについて適用し、同日前に受けるべき当該夜勤手当及びこれに類する給与で政令で定めるものについては、なお従前の例による。

(有価証券の譲渡所得の非課税等の廃止に関する経過措置)
第六条 施行日前における改正前の所得税法(以下「旧法」という)第九條第一項第十一号(有価証券の譲渡による所得の非課税)に掲げる有価証券の譲渡による所得については、なお従前の例による。
2 施行日前に支払われた旧法第九條第一項第十一号(証券投資信託の終了又は一部解約の場合の非課税所得)に掲げる金額及び施行日前に交付を受けた同項第十四号から第十六号まで(資本の減少等、解散又は合併の場合の非課税所得)に掲げる金額その他の資産については、なお従前の例による。

(労働組合費控除に関する経過措置)
第七条 新法第七十七條の二(労働組合費控除)の規定は、施行日前に支出すべき同条第二項に規定する労働組合費については適用しない。
(配当控除の廃止に関する経過措置)
第八条 施行日前に支払を受けるべき旧法第九條第二項第一号(配当控除)に規定する利益の配当、剰余金の分配又は証券投資信託の収益の分配に係る配当所得については、同条の規定は、なおその効力を有する。

(租税特別措置法の一部改正)
第十六条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。
第八條の二第二項後段及び第八條の四第一項後

段を削る。
第八條の五第二項中「及びこれに係る配当控除の額」及び「及び税額等」を削る。
第八條の六を削る。

段を削る。
第八條の五第二項中「及びこれに係る配当控除の額」及び「及び税額等」を削る。
第八條の六を削る。

段を削る。
第八條の五第二項中「及びこれに係る配当控除の額」及び「及び税額等」を削る。
第八條の六を削る。

段を削る。
第八條の五第二項中「及びこれに係る配当控除の額」及び「及び税額等」を削る。
第八條の六を削る。

段を削る。
第八條の五第二項中「及びこれに係る配当控除の額」及び「及び税額等」を削る。
第八條の六を削る。

段を削る。
第八條の五第二項中「及びこれに係る配当控除の額」及び「及び税額等」を削る。
第八條の六を削る。

段を削る。
第八條の五第二項中「及びこれに係る配当控除の額」及び「及び税額等」を削る。
第八條の六を削る。

段を削る。
第八條の五第二項中「及びこれに係る配当控除の額」及び「及び税額等」を削る。
第八條の六を削る。

段を削る。
第八條の五第二項中「及びこれに係る配当控除の額」及び「及び税額等」を削る。
第八條の六を削る。

段を削る。
第八條の五第二項中「及びこれに係る配当控除の額」及び「及び税額等」を削る。
第八條の六を削る。

段を削る。
第八條の五第二項中「及びこれに係る配当控除の額」及び「及び税額等」を削る。
第八條の六を削る。

段を削る。
第八條の五第二項中「及びこれに係る配当控除の額」及び「及び税額等」を削る。
第八條の六を削る。

段を削る。
第八條の五第二項中「及びこれに係る配当控除の額」及び「及び税額等」を削る。
第八條の六を削る。

段を削る。
第八條の五第二項中「及びこれに係る配当控除の額」及び「及び税額等」を削る。
第八條の六を削る。

段を削る。
第八條の五第二項中「及びこれに係る配当控除の額」及び「及び税額等」を削る。
第八條の六を削る。

段を削る。
第八條の五第二項中「及びこれに係る配当控除の額」及び「及び税額等」を削る。
第八條の六を削る。

段を削る。
第八條の五第二項中「及びこれに係る配当控除の額」及び「及び税額等」を削る。
第八條の六を削る。

段を削る。
第八條の五第二項中「及びこれに係る配当控除の額」及び「及び税額等」を削る。
第八條の六を削る。

段を削る。
第八條の五第二項中「及びこれに係る配当控除の額」及び「及び税額等」を削る。
第八條の六を削る。

段を削る。
第八條の五第二項中「及びこれに係る配当控除の額」及び「及び税額等」を削る。
第八條の六を削る。

はり評価すべきであると考えます。

次に、各所得控除の内容について見ると、給与所得者重点の考え方のもとに給与所得控除が大幅に引き上げられ、また、老人扶養控除、特別障害者控除等についても、社会福祉増進の見地から、他に比べて三倍の引き上げ額となっており、きめのこまかい配慮がなされております。

さらに、退職所得について特別控除の大幅な引き上げが行なわれ、勤続三十五年の場合の非課税限度が現行の五百万円から八百万円に引き上げられておりますことは、給与所得者優遇という点で時宜に適した改正といえるのであります。

その他、白色専従者控除の引き上げ、寄付金控除限度額の引き上げ、勤労学生控除の対象の拡大、ゴルフ会員権の譲渡に対する課税、役務の提供についての割賦基準の採用等、いずれも昨今の経済社会情勢に即応した妥当な措置と考えられます。

このような改正により、減税規模は、初年度三千百五十億円となっておりますが、これは過去最高の減税額であります。しかしながら、所得税については、今後も国民の負担軽減をはかる必要が認められますので、来年度以降においても一般減税について特に配慮するように、政府に対して強く要望する次第であります。

次に、修正案であります。各種の非課税措置または所得控除につきましては、税負担の均衡をはかる点でなお慎重な検討を要するものであり、株式等のキャピタルゲイン課税については、税務執行上の難点があり、配当控除の廃止については、考え方の変更で急激な制度の転換を行なうことに問題があり、いずれも賛成しがたいものと認められます。

以上申し述べましたとおり、私は、政府原案に賛成し、修正案に反対するものであります。

○鴨田委員長 広沢直樹君。

○広沢委員 私は、日本社会党、公明党、民社党の三党を代表いたしまして、ただいま議題となりました所得税法の一部を改正する法律案に反対、同法案に対する日本社会党、公明党、民社党共同

提案にかかる修正案に賛成の討論を行なうものであります。

政府は、中小所得者及び給与所得者の税負担の軽減を目的とし、今回の改正案において、サラリーマンの夫婦二人の場合の課税最低限を初年度百十二万円に引き上げておりますが、このような減税内容では、遺憾ながらはなはだ不十分であると言わざるを得ません。

すなわち、過去毎年の減税にもかかわらず納税人員が大量にふえ、所得税の自然増収額が顕著な伸びを示していることは、政府案による減税がいかに不十分であることを意味するものであります。さらに、卸売り物価の高騰等によるインフレが進行している現状からすれば、消費者物価が政府見通しの五・五％を大幅に上回ることは明らかでありますので、それだけ実質的な減税がそこなわれ、中小所得者の暮らしは決して楽にならないのであります。

われわれは、課税最低限を百五十万円に引き上げることを主張しておりますが……。

○鴨田委員長 静粛に願います。

○広沢委員 このような思い切った減税をしなれば、個人の資産蓄積が少なく、社会保障制度の不備なわが国においては、とうてい国民の重税感をぬぐうことはできないのであります。

次に、現行制度のもとで、給与所得者の税負担が他の所得者に比べて重くなっており、また資産所得者がかなり優遇されていることは明らかであり、そのために納税者の不満感が非常に強いものとなっておりますが、原案はこのような不公平を是正するための適切な措置を欠いているといわなければなりません。修正案は、通勤費及び夜勤手当の非課税、未成年者控除の創設等、勤労所得にかかわるものの課税負担軽減、さらに、株式等のキャピタルゲインの課税、配当控除の廃止等、資産所得優遇の改廃をはかろうとするものであり、時宜にかなった適切なものとして賛成するものであります。

特に未成年者控除は、中学卒業の若年就職者の

初任給から税金がかかるという異常事態を救済するものであり、株式等のキャピタルゲイン課税は、不公平の是正のみならず、過剰投機の抑制にもつながるものでありますから、早急に実施すべきであります。これらの施策が含まれていない政府原案については、とうてい賛成し得ないのであります。

なお、課税最低限の引き上げについては、簡易税額表の作成に日時を要するという事務手続上の関係もあり、修正案は各控除制度等の部分的修正となっておりますが、もちろんわれわれとしてはあくまで四十八年分所得税において課税最低限を百五十万円に引き上げることを要求していることは、審議を通じて明らかにしているところであります。

また、今後において物価の上昇がはなはだしく、所得税の税収がなお伸びると見込まれるようなときは、前述の理由により所得税の年内減税または年度内減税をぜひ実施するように、政府に対して強く要求しておきます。

以上申し述べました理由により、政府原案に対して反対、修正案に対して賛成の意向を表明して、私の討論を終わります。

○鴨田委員長 荒木宏君。

○荒木委員 私は、日本共産党・革新共同を代表して、政府提出にかかる原案に反対、社会党外二党の提案にかかる修正案に賛成の討論をいたします。

政府提出にかかる原案は、課税最低限につき年所得夫婦二人で百五十万円まで非課税というわが党の主張にほど遠く、依然として生活費に大幅に食い込む重税案であります。

政府は、改善の理由として、必要経費を含めた勤労所得者の課税最低限を表示していますが、生活費をまかなう部分とされている基礎控除、配偶者控除、また扶養控除の三控除と社会保険料で表示される白色申告者の事業所得者の課税最低限は、標準世帯である夫婦二人の四人家族の場合に七十五万六千二百八十八円であって、同じ世帯の生

活保護基準額、一級地の場合七十七万三千二百五十円よりも一万六千九百六十二円も少ないのであります。

また、課税最低限の引き上げが諸物価値上がり分をもカバーできないものとなっていることであり、名目賃金の上昇もあわせてみれば、まさに生活費に食い込む課税はさらに強化されようとしているのであります。ことに二兆五千六百億円という史上未曾有の自然増収が見込まれるにもかかわらず、逆に減税割合は低下しており、租税負担率は、昨年の一・八・九％から一九・五％に増加しています。自民党政権の高物価、公害をもたらす大資本本位の高度成長政策のもとで、多数の国民が、配当控除などの大資本家に対する特権的減免税をやめ、生活費非課税の原則を貫き、大幅減税を求めています。

政府提出の原案は、形ばかりの諸控除の引き上げにより、これら国民の切実な諸要求をそらすとするばかりか、給与所得控除の上限の引き上げにより所得課税の累進性を緩和させ、わが党が主張している高度累進制に逆行する部分があります。よって、わが党は反対であります。

また、社会党外二党提案にかかる修正案は、年所得百五十万円まで非課税というわが党の基本的主張や生活費非課税の原則などに触れてはおりませんが、わが党の主張に沿う一定の改良部分があり、これに賛成であります。

以上、討論いたします。

○鴨田委員長 これにて討論は終局いたしました。これより採決に入ります。

まず、本案に対する修正案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○鴨田委員長 起立少数。よって、本修正案は否決されました。次に、原案について採決いたします。原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鴨田委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○鴨田委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党を代表して木村武千代君外五名より、附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

この際、提出者より趣旨の説明を求めます。広瀬秀吉君。

○広瀬(秀)委員 ただいま議題になりました所得税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案につきまして、提出者を代表して、簡単にその趣旨を御説明申し上げます。

政府は今回の改正により中小所得者及び給与所得者等の負担の軽減をはかることといたしておりますが、なお一そう負担の軽減をはかるため、次の点について十分配慮すべきであります。

まず、附帯決議の第一は、退職所得の特別控除額を四十九年度においてもさらに引き上げるべきであるとの趣旨に出ずるものであります。勤労者の老後の生活を保障する退職所得の性格にかんがみ、最近における所得、物価水準の上昇を考慮して、さらに四十九年度においてもその引き上げに努力すべきであるとするのが、第一項の趣旨であります。

第二に、最近における所得、特に初任給水準の上昇に伴い、未成年の給与所得者が相当程度課税を受けることとなっておりますので、これらの者の負担軽減につき特段の配慮を政府に要請するのが、第二項の趣旨であります。

最後に、第三項について申し上げます。

今後においても所得、物価水準の上昇が見込まれますが、それに伴い納税者数の増加が予想されるところであり、また、所得税の累進構造は納税者に強い負担感を抱かせるといふ点にも十分留意する必要があります。この点につきましては、

通勤手当、寒冷地手当、労働組合費、夜勤手当等について、各種の議論が行なわれましたが、これらの問題を包括的に解決するためにも、早い機会に課税最低限の引き上げ、給与所得控除の改善等に努力する必要があるとの大臣答弁が行なわれました。したがって、今後においても引き続き所得税の課税最低限の引き上げに努力することを政府に強く要請するものであります。

なお、その際は、特に通勤費等の給与所得者の必要経費を十分まかなえるよう重点的に配慮することを強く政府に要望する次第であります。

以上が附帯決議案の提案の趣旨であります。何とぞ満場一致御賛同くださいますようお願い申し上げます。申し上げ提案説明を終わります。

所得税法の一部を改正する附帯決議(案)

政府は、左記事項につき、十分配慮すべきである。

一、最近における所得、物価水準の上昇を考慮して、退職所得の特別控除額を四十九年度に更に引き上げるよう努力すること。

一、未成年の給与所得者の納税者数の増加傾向にかえり、これらの者の負担の軽減につき特段に配慮すること。

一、今後においても、引き続き所得税の課税最低限の引上げに努力すること。その際、特に通勤費その他給与所得者の必要経費を十分賄えるよう重点的配慮を行なうこと。

○鴨田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。おはかりいたします。

本動議のごとく附帯決議を付するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○鴨田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

本附帯決議に対し、政府より発言を求められておりますので、これを許します。愛知大蔵大臣。

○愛知国務大臣 ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしまして、御趣旨に沿って十分配慮いたしたいと存じます。

○鴨田委員長 おはかりいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○鴨田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○鴨田委員長 次回は、来たる四月三日火曜日、午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時二十三分散会

昭和四十八年四月十日印刷

昭和四十八年四月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

F